

令和元年度排出量取引セミナー

目標設定型排出量取引制度の概要

埼玉県 環境部 温暖化対策課

令和元年 10 月 17 日 (木)

本日の内容

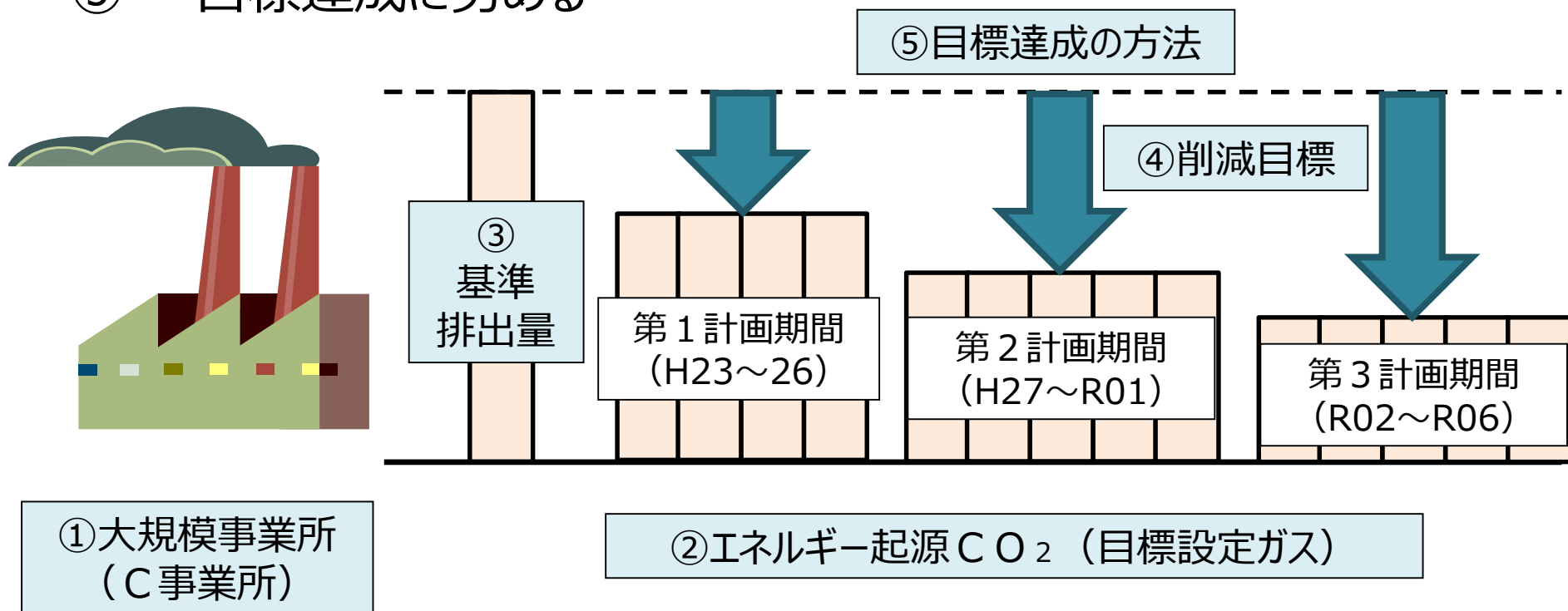
1. 目標設定型排出量取引制度の概要について
2. 排出量取引の手続きについて
3. ゼロカーボン埼玉への協力について
4. クレジット寄付の実務について

1. 排出量取引制度の概要について

1 排出量取引制度の概要について

目標設定型排出量取引制度

- ① 大規模事業所（C事業所）が
- ② エネルギー起源CO₂（目標設定ガス）について
- ③ 基準排出量を基に
- ④ 総量削減の目標を設定し
- ⑤ 目標達成に努める

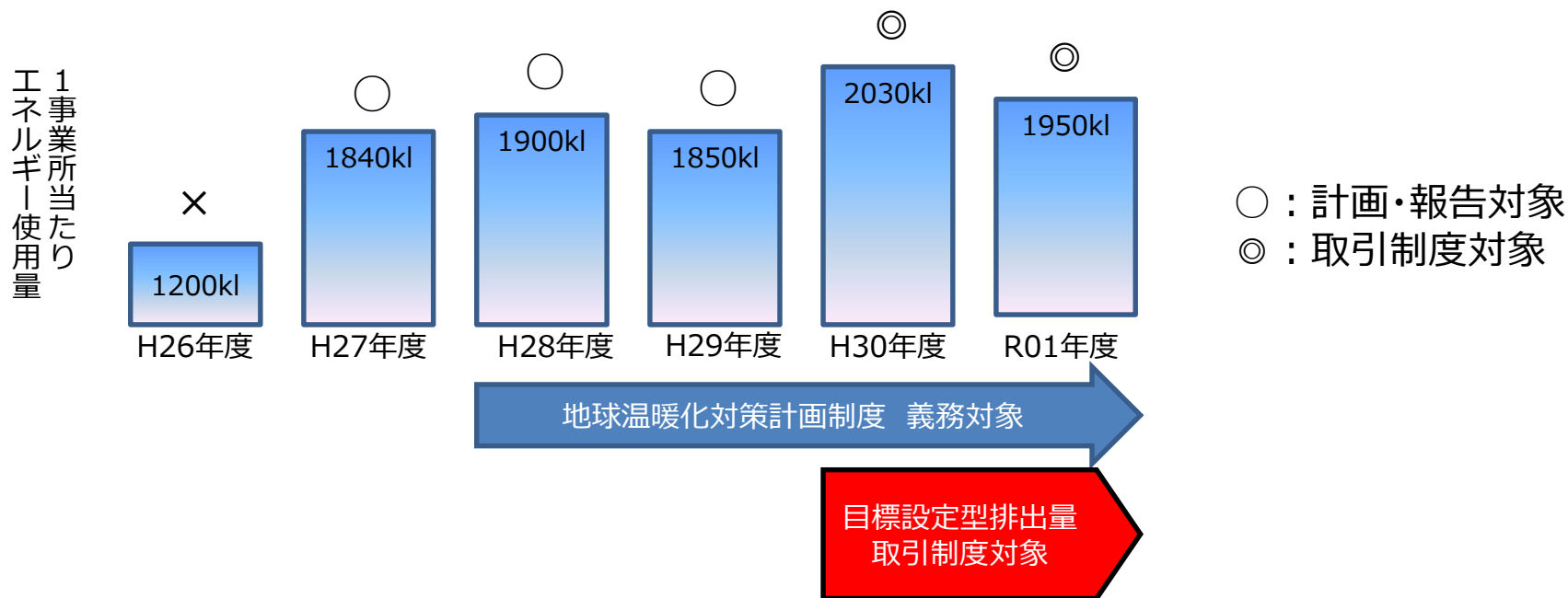


1 排出量取引制度の概要について

大規模事業所

大規模事業所とは・・・

原油換算エネルギー使用量が 3 年連続で 1,500 kL以上の事業所
(年度途中で使用が開始された場合は、その翌年度から3年連続)

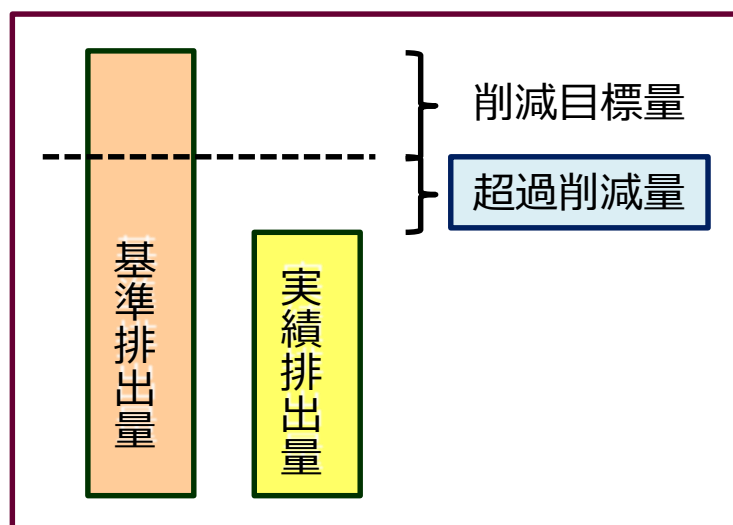


1 排出量取引制度の概要について

削減目標

削減目標量 = 基準排出量 × 目標削減率

		目標削減率（第2計画期間）	
		大規模事業所と なって4年目まで	左記以外
第1区分	事務所、店舗、熱供給事業所等（1 - 1区分）	8%	15%
	上記のうち、他人から供給された 熱の割合が2割以上であるもの（1 - 2区分）	6%	13%
第2区分	第1区分以外の事業所 （工場、上下水道、廃棄物処理施設等）	6%	13%



= **クレジット**

第1計画期間の超過削減量（クレジット）は、
全体で約590万トン
（第2計画期間まで使用可能です。）

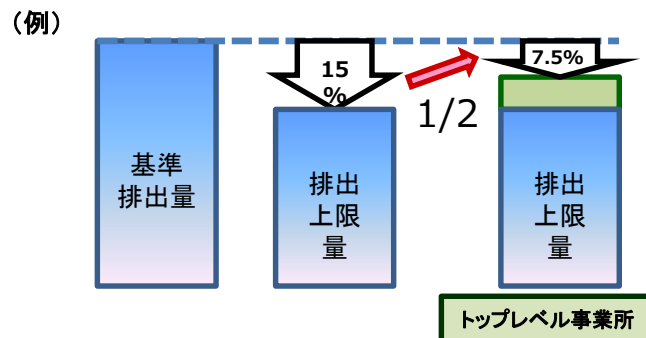
1 排出量取引制度の概要について

削減目標 (トップレベル事業所)

大規模事業所のうち、温暖化対策の推進の程度が、

- ・極めて優れた事業所 (トップレベル事業所)
- ・特に優れた事業所 (準トップレベル事業所)

を、埼玉県が認定する制度です。



認定の効果

	削減率緩和
トップレベル事業所	1/2緩和 (13%→6.5% 15%→7.5%)
準トップレベル事業所	3/4緩和 (13%→9.75% 15%→11.25%)

○トップレベル事業所

レンゴー株式会社 八潮工場 (八潮市)
関東グリコ株式会社 (北本市)

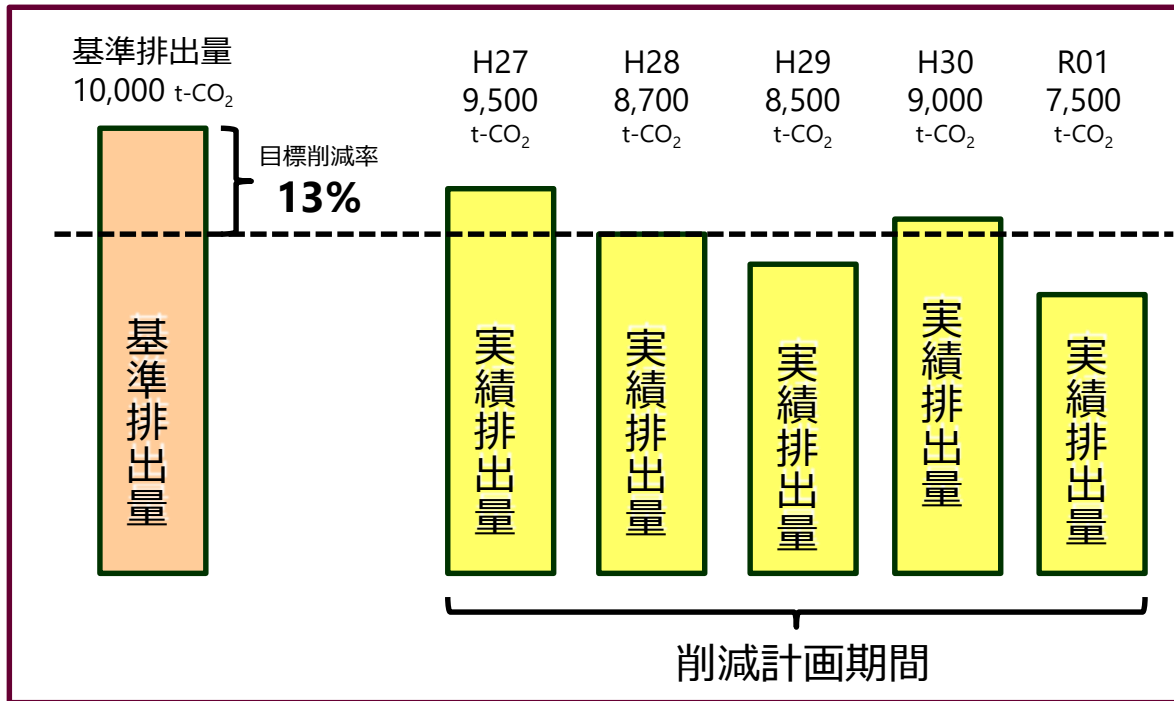
○準トップレベル事業所

曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City (本社) (羽生市)

1 排出量取引制度の概要について

目標達成方法①

自らCO₂排出量を削減する場合



第1計画期間	平成23～26年度 (4か年度)
第2計画期間	平成27～令和元年度 (5か年度)
第3計画期間 以降	令和2年度以降 5か年度ごと

排出上限量 43,500 t-CO₂ > 実績排出量 43,200 t-CO₂

(10,000 × 5年間 × 100-13%)

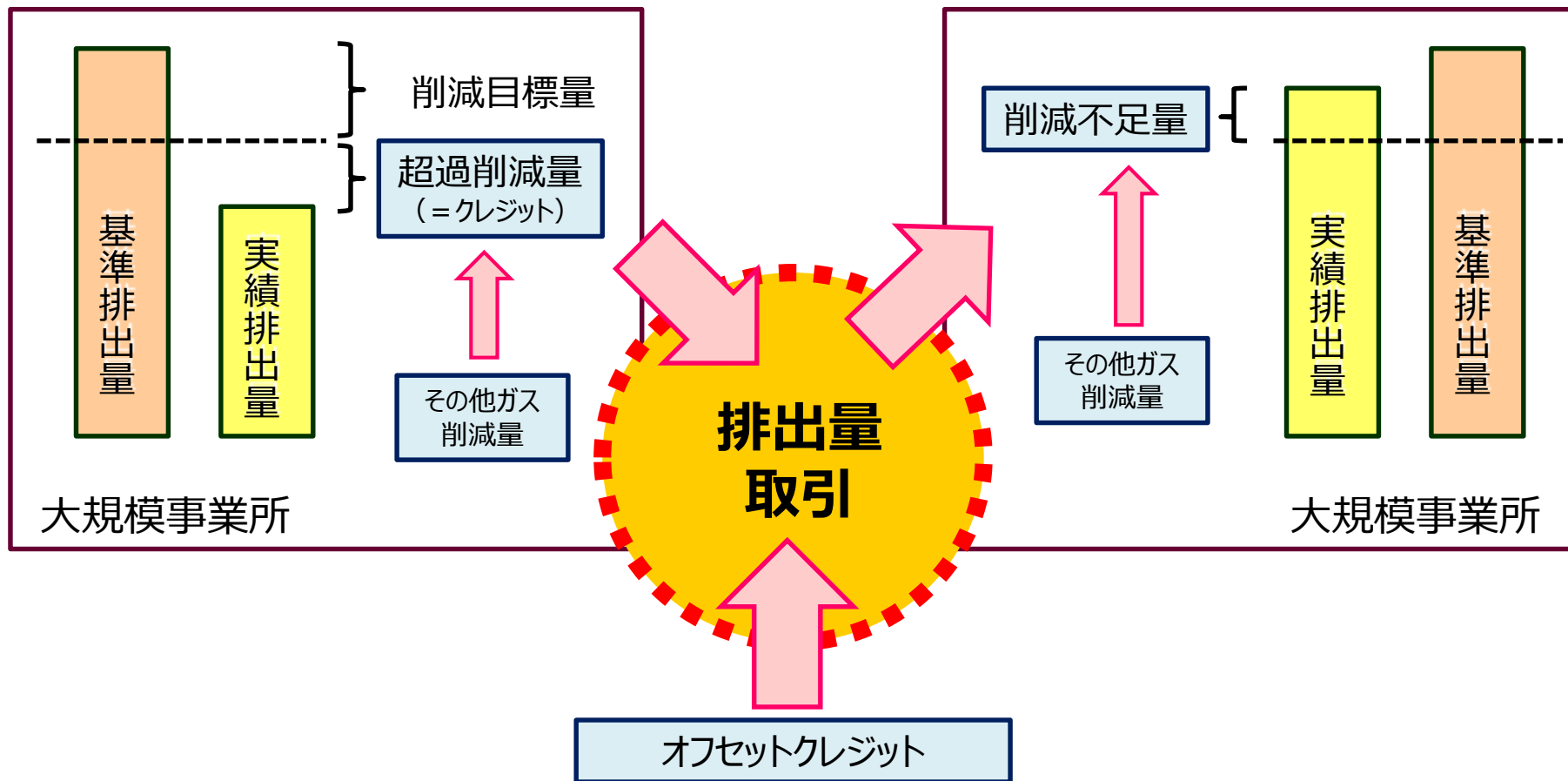
達成

(9,500 + 8,700 + 8,500 + 9,000 + 7,500)

1 排出量取引制度の概要について

目標達成方法②

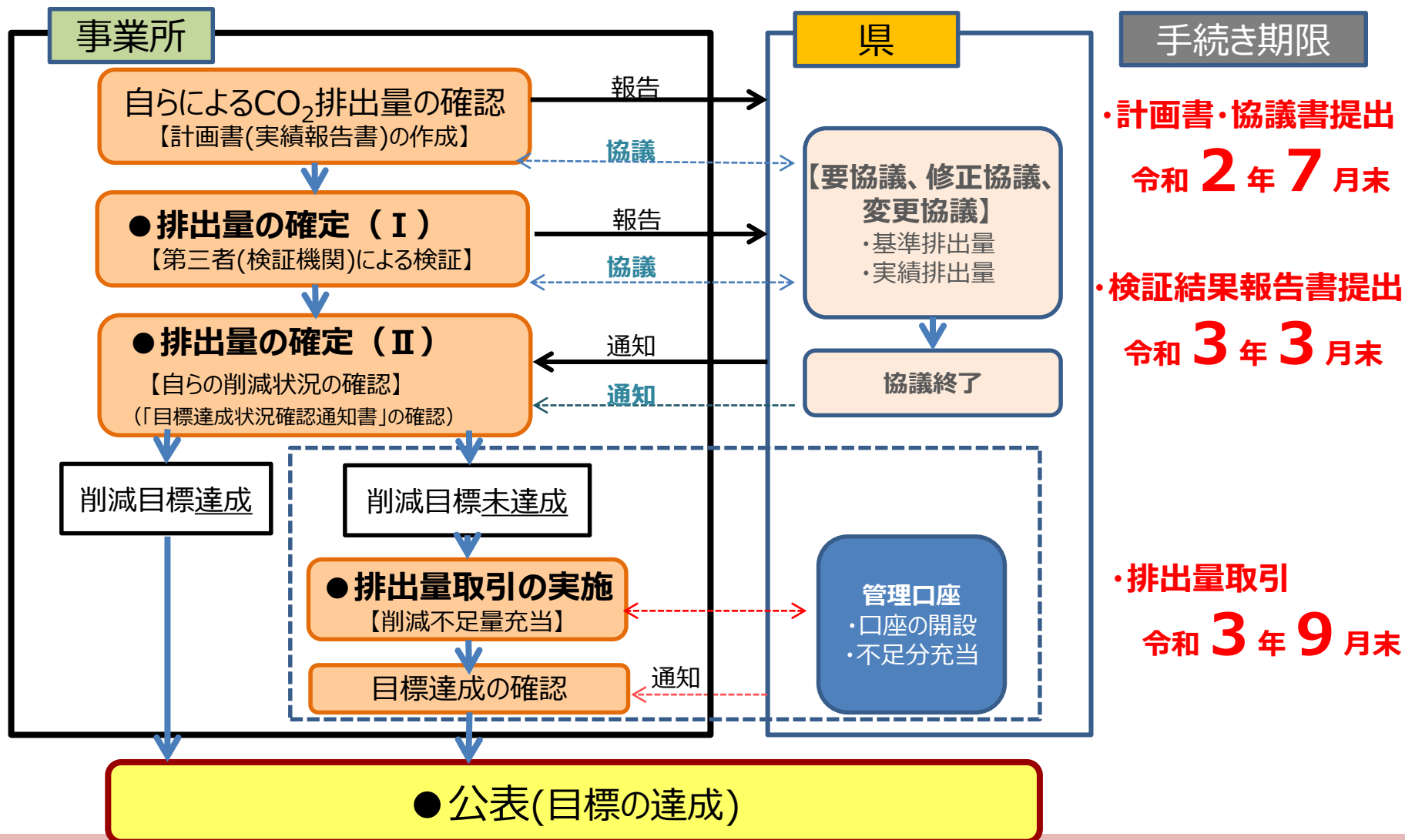
排出量取引を行う場合



(中小クレジット、再エネクレジット、東京連携クレジット 等)

1 排出量取引制度の概要について 目標達成までの流れ

第2計画期間分の「**目標の達成**」の確認期限は令和**3年9月末**です



1 排出量取引制度の概要について

削減目標に対する達成状況の確認①

計画期間中は「**審査結果のお知らせ※**」で**自事業所の削減状況**とともに、**排出量取引の要否**を確認

2 第2計画期間の目標達成の見込み

※ 毎年度、計画書の審査が終了した事業所に順次送付

第2削減計画期間	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度 (見込)	合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
目標削減率	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	
削減目標量	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	6,500
エネ起CO ₂ 排出量	8,200	8,054	8,034	8,034	8,034	40,356
削減率	18.0%	19.5%	19.7%	19.7%	19.7%	
削減量	1,800	1,946	1,966	1,966	1,966	9,644
その他ガス排出量	0	0	0	0	0	0
検証	検証済	検証済				

2

1

※令和元年度の値は見込み値です（平成30年度の値を使用しています）。

第1計画期間のバンキング量

一般管理口座内の
クレジット残高(※) **4,500**

※ 第1計画期間からバンキングされたクレジットの増量後の値(作成時点)です。

バンキングとは、第1計画期間で取引に使用されなかったクレジットのことで、第2計画期間の不足削減量への充当や取引に使用できます。

第2計画期間の達成状況(見込)

第2計画期間の
超過削減量①-② **3,144**

※ 実際に発行できる超過削減量値と異なる場合があります。

※ マイナス値で表示されている場合は不足削減量

- **プラス値 ⇒ 達成見込み**
- **マイナス値の場合、上記ののバンキング量との合計が...**
 - プラス値 ⇒ 達成見込み**
 - マイナス値 ⇒ 未達成見込み = 排出量取引が必要**

1 排出量取引制度の概要について

削減目標に対する達成状況の確認②

最終的には、県からの「目標達成状況確認通知書」で確認

・R 2 年度に、計画対象年度（H27～R1年度）の計画書・検証結果報告書の審査が終了した事業所に順次送付します。

口 座 番 号	110-100-0000000000000000-00					
削 減 期 間	平成27年度～令和元年度					
目 標 達 成 状 況	未達成					
排出量等の状況 (t-CO ₂)						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	削減期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
目標削減率	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	
排出削減目標量						7,500
エネルギー起源CO ₂ 排出量	8,500	9,000	8,000	8,500	9,000	43,000
排出削減量	1,500	1,000	2,000	1,500	1,000	7,000
発行可能な超過削減量						-
目標達成のために必要な充当量						500
(備考)	基準年度（既に基準排出量を変更した場合は最終変更日）以降で削減期間最終年度までの間に、基準排出量変更の要件（裏面参照）に該当する場合、速やかに県と変更の協議を行ってください。なお、その場合、本通知は無効となります。					

達成状況
「達成」 or 「未達成」

削減目標量
(計画期間の合計)

基準排出量から
実際に削減された量
(計画期間の合計)

(上段) 目標を上回って削減された量
(「達成」の場合に記載)
(下段) 削減不足量
(「未達成」の場合に記載)

この例では、「目標量 7,500 t-CO₂」に対して「削減量 7,000 t-CO₂」なので「500 t-CO₂」の**削減不足 (未達成)**

1 排出量取引制度の概要について

排出量の確定（Ⅰ）【第三者（検証機関）による検証】

- 第三者による「**検証**」を受けることで、**各年度の排出量値が確定**します。

B,C事業所算定資料 その1		第2計画期間 Ver.1.02												
平成	30	年度	検証 未実施											
エネルギー起源CO ₂ 排出量算定資料 (B事業所, C事業所用)														
資料作成日 平成30年7月28日														
1 事業所の概要														
名称	株式会社〇〇食品 浦和第一工場													
所在地	さいたま市大宮区〇〇-〇〇-〇〇													
事業所番号	00##02													
延床面積(年度末)	14,603.20	m ²												
原油換算エネルギー使用量	4,654	kL												
エネルギー起源CO ₂ 排出量	9,098	t-CO ₂												
2 算定体制														
算定責任者	所属	技術部												
	職名・氏名	課長補佐 埼玉 太郎												
算定担当者	所属	技術部												
	職名・氏名	技師 浦和 花子												
	電話番号	048-####-####4												
	FAX番号	048-####-####1												
	Eメールアドレス	kurokita.CSR@#####.###.###												
特殊条件の設定														
(1) 高効率コージェネレーションシステムからの電気及び熱の受入れに関する削減量														
削減量	t-CO ₂													
(2) 都市ガスの熱量 ※単外事業所の排出量算定時など、規定の熱量区分では対応できない場合にのみ設定														
名称	種別	熱量 (MJ/Nm ³)												
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
(3) 都市ガス・LPG以外の気体燃料				(4) その他の燃料										
燃料の種類	圧力 (kPa)	温度 (°C)	燃料の種類	単位	単位発熱量	排出係数								
その他可燃性気体燃料			①		GJ	t-CO ₂ /GJ								
コークス炉ガス			②		GJ	t-CO ₂ /GJ								
高炉ガス														
転炉ガス														
(5) 自ら生成した熱・電気を事業者外に供給する場合の排出係数														
区分	排出係数	区分	排出係数											
自ら生成した熱	t-CO ₂ /GJ	自ら生成した電気	t-CO ₂ /千kWh											

- 毎年度提出している算定資料ファイルを元に、以下の点について根拠資料や現地確認により検証します。

- ① 事業所範囲
- ② 排出活動の把握と燃料等使用量監視点
- ③ 燃料等使用量
- ④ エネルギー起源CO₂排出量
原油換算エネルギー使用量の算定

検証対象年度の公的書類や購買伝票等を準備することが必要です。

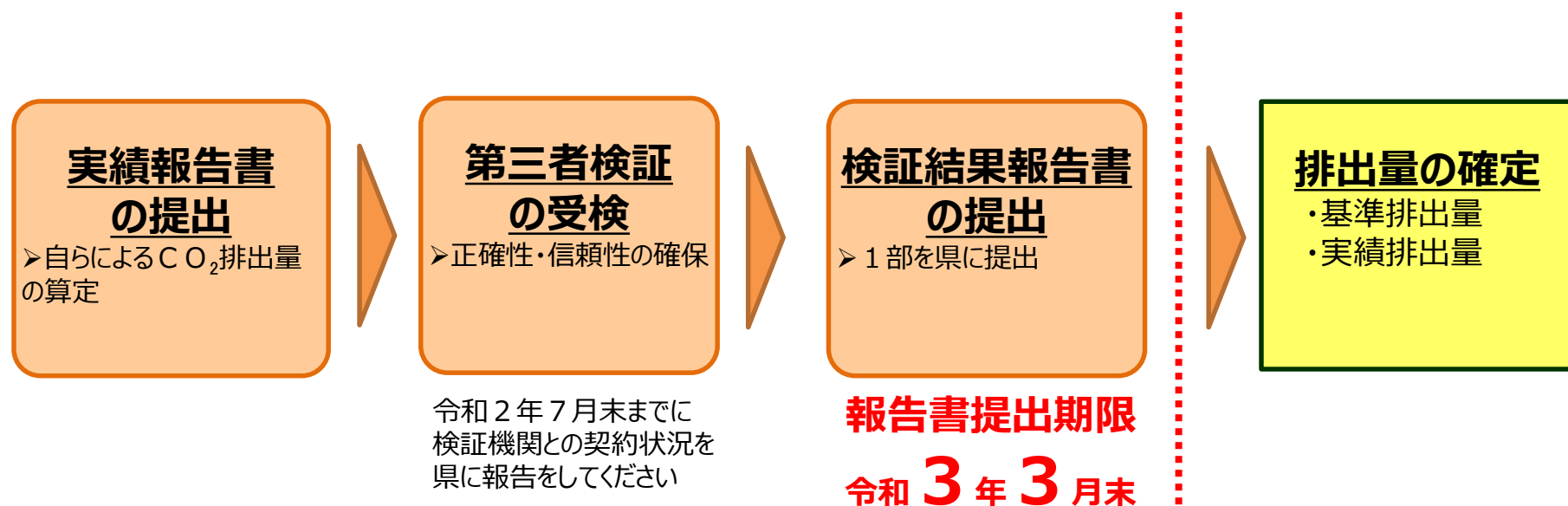


詳細は講義「検証受検のポイント」にて説明

1 排出量取引制度の概要について

排出量の確定（Ⅰ）【第三者（検証機関）による検証】

- 検証受検後、検証機関から「**検証結果報告書**」が発行されますので、**発行されたい県に1部提出**してください。
- 検証には数か月要しますので、早期の受検をお願いいたします。
- 特に、第三者検証を受けていない対象年度が**複数年度ある場合**、検証にさらに時間を要することもありますので、今年度中に準備が整った年度から受検いただくことを推奨します。



1 排出量取引制度の概要について

排出量の確定（Ⅰ）【埼玉県登録検証機関 その1】

登録番号	検証機関名	電話番号
11-2	ビューローベリタスジャパン 株式会社	03-5425-4868
11-3	株式会社 日本スマートエナジー認証機構	03-6262-1482
11-4	一般財団法人 建材試験センター	03-3249-3151
11-5	一般財団法人 日本ガス機器検査協会	03-5570-9561
11-7	アイ・ビー・テクノス 株式会社	03-6758-0223
11-8	一般財団法人 日本品質保証機構	03-4560-5600
11-9	デロイトトーマツサステナビリティ 株式会社	03-6860-8143
11-10	インターテック・サーティフィケーション 株式会社	03-3669-7408
11-11	株式会社 テクノプランニング	03-5829-6768
11-12	株式会社 イーアンドイープランニング	03-5297-5404
11-13	SOMPOリスクマネジメント 株式会社	03-3349-5973
11-15	SGSジャパン 株式会社	080-5189-0631

1 排出量取引制度の概要について

排出量の確定（Ⅰ）【埼玉県登録検証機関 その2】

登録番号	検証機関名	電話番号
11-16	日本検査キューエイ 株式会社	03-5541-2751
11-19	一般社団法人 日本能率協会	03-3434-1245
11-20	KPMGあずさサステナビリティ 株式会社	03-3548-5303
11-21	ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン 株式会社	03-3516-2411
11-22	一般財団法人 省エネルギーセンター	03-5439-9736
11-23	パロジーソリューションズ株式会社	03-5774-9565
11-25	株式会社 パデセア	03-5226-6721
11-26	日本化学キューエイ 株式会社	03-3580-0951

(令和元年5月1日現在)

令和2年度の検証は非常に混みあうため、スムーズに進まないことが考えられます。
検証機関への連絡や見積の取得など、今年度から準備をお願いします。

1 排出量取引制度の概要について

排出量の確定（Ⅱ） 【要協議・修正協議・変更協議】

以下の要件に該当する場合、県と協議を行うことで排出量が確定します。

【検証に関する協議】

● 要協議

検証機関による検証結果が「埼玉県と要協議」となった場合

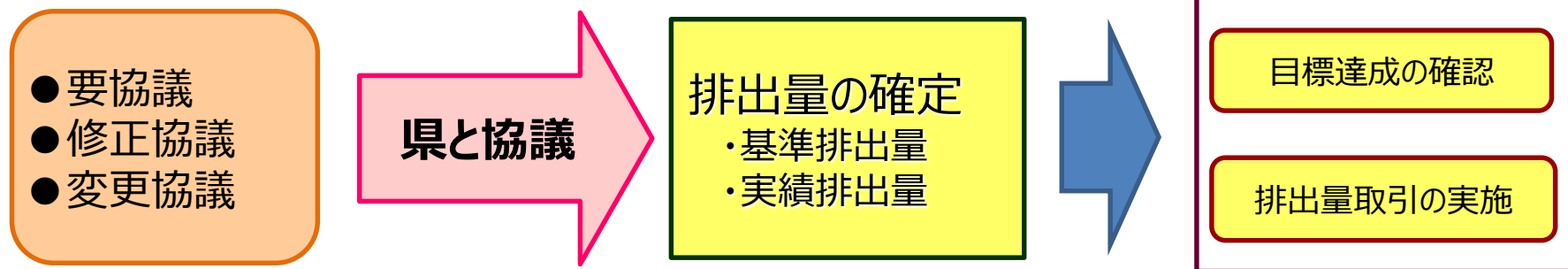
【基準排出量に関する協議】

● 基準排出量の修正協議

基準排出量の算定年度、算定方法を修正する必要がある場合

● 基準排出量の変更協議

一定規模以上の床面積増減や設備増減があり、基準排出量の増減が6%以上の場合



協議には相当程度の時間を要することがあります。

必要な協議（特に基準排出量）を行っていない事業所は、早めにご相談ください。

1 排出量取引制度の概要について

排出量取引の実施

- 自らの削減で目標が達成できない場合、**排出量取引を実施**することで目標を達成します。

超過削減量以外にも
目標達成に利用できるクレジット等が用意されています。

大規模事業所自らの削減対策が困難な場合は
他のクレジットを創出することで目標を達成することが可能です。
より合理的な（経済的な）方法で削減を進め、目標を達成することができます。

多くのクレジットは、事前申請や検証を必要とします。
大規模事業所での削減見込み、設備更新予定などを考慮し
計画的にクレジットを創出してください。



排出量取引の手続はP 25～59参照

1 排出量取引制度の概要について

利用できるクレジット等の種類

1 超過削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、目標を上回って削減された量

2 その他ガス削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、
その他ガス（非エネルギー起源CO₂、CO₂以外の温室効果ガス）について、削減された量

- ※ その大規模事業所の削減量としてのみ認められます。（他の事業所への振替はできません）
- ※ 削減量をモニタリングする前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

3 県内中小クレジット

埼玉県内の中小規模事業所（制度対象外の事業所）において、設備更新対策により削減された量

- ※ 認められる削減対策には、制限があります
- ※ 削減対策（工事）を実施する前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

4 県外クレジット

大規模事業所に相当する規模の埼玉県外（東京都外）の事業所において、
エネルギー起源CO₂について、削減された量

- ※ 対象とできる事業所の規模、クレジット化できる量、充実に利用できる量に制限があります
- ※ 対象の県外事業所は、オフィス系・工場系の区分なく、15%の目標削減率（第2計画期間）が設定されます
- ※ 第三者による検証が必要です
- ※ 第2計画期間での算定は、平成28年9月末までに申請があったものです

1 排出量取引制度の概要について

利用できるクレジット等の種類

5 再エネクレジット（環境価値換算量）

本制度で認定された設備で生じた再生可能エネルギーの環境価値換算量

- ※ 再エネの種類によっては、第2計画期間まで1.5倍の割増を受けられます
- ※ 発電量等を計測する前に、あらかじめ設備認定の申請・承認が必要です
- ※ 第三者による検証が必要です

6 再エネクレジット（その他削減量）

他制度で認証された環境価値（グリーンエネルギー証書など）をクレジット化したもの

- ※ 再エネの種類によっては、第2計画期間まで1.5倍の割増を受けられます
- ※ 他制度において認証を受けていますので、本制度での改めての検証は不要です

7 森林吸収クレジット

埼玉県森林CO₂吸収量認証制度及びJ-クレジット制度等（森林管理に係るもの）で創出されたクレジット

- ※ 埼玉県内の森林管理に係るものは、1.5倍の割増を受けられます
- ※ 埼玉県森林CO₂吸収認証制度クレジットは、認証を受けた事業者しか利用できません（他者への振替できません）
- ※ 他制度において認証を受けていますので、本制度での改めての検証は不要です

8 東京連携クレジット

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」で創出された、超過削減量、都内中小クレジットです

- ※ 東京都制度において検証を受けていますので、本制度での改めての検証は不要です
- ※ 超過削減量は、東京都制度において義務履行が確認されたものに限りです

1 排出量取引制度の概要について 達成状況の公表

事業所ごとの達成状況は、公表されます。

全事業所の目標の達成状況について、
埼玉県ホームページにおいて公表します。

○第1削減計画期間の達成状況公表ページ
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html>)

目標設定型排出量取引制度における第1計画期間の大規模事業所の状況

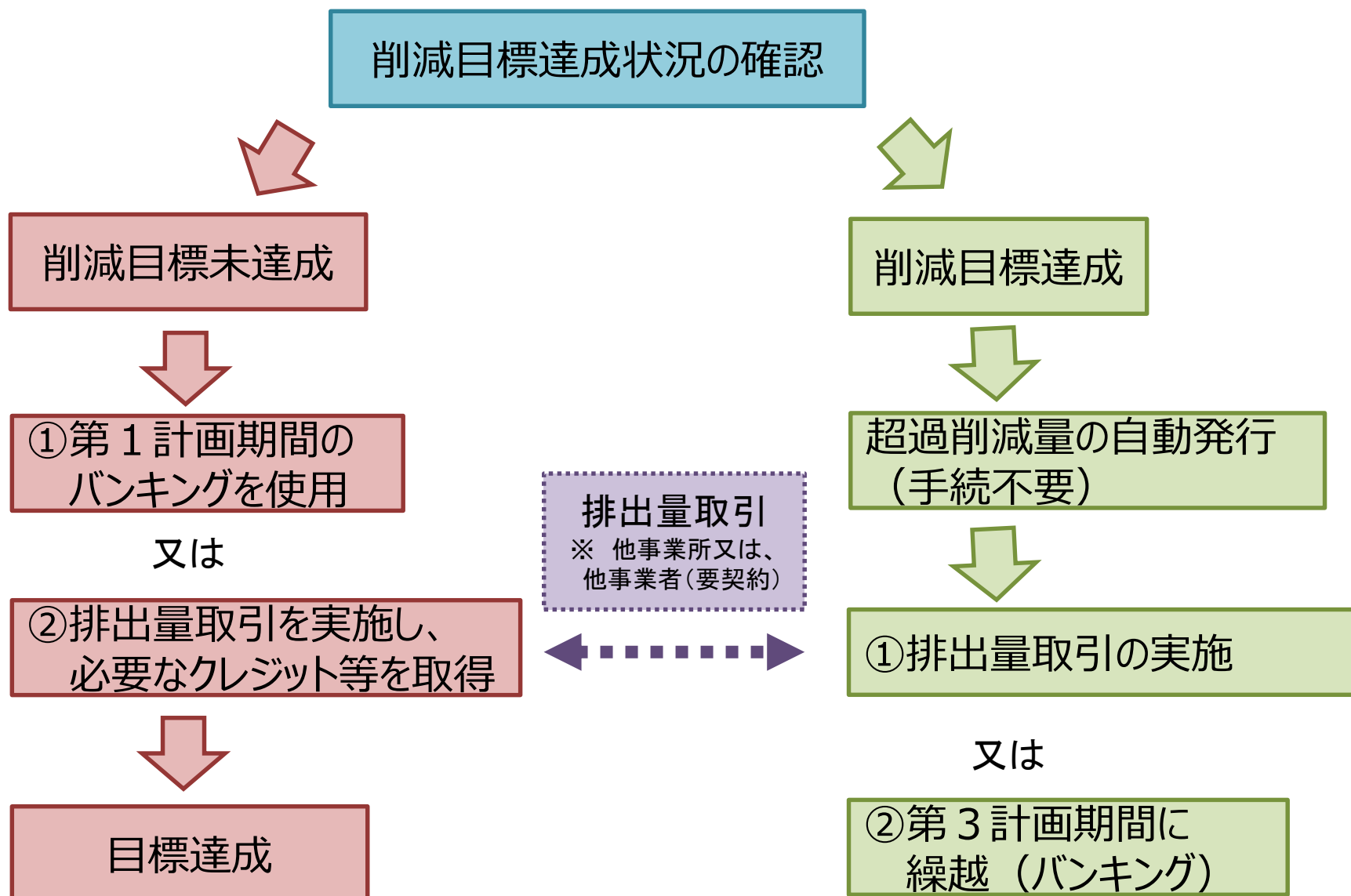
・削減期間：平成23年度～平成26年度の4か年度
 ・区分①②：オフィス、商業施設、教育施設、病院等（目標削減率：8%）
 ・区分③④：工業（区分③：製造業、卸売業、建設業、倉庫等）のうち、事業所内から排出された炭素が使用エネルギーの2割以上の事業所（目標削減率：6%）
 ・区分⑤：工場、商業施設等、上下水道施設等（目標削減率：6%）
 ・トップレベル事業所：トップレベル事業所の認定を有している事業所の目標削減率は2割に緩和されます。準トップレベル事業所の認定を有している事業所の目標削減率は3割に緩和されます。
 ・基準排出量：原則として、平成14～19年度のうち各事業所が任意で選んだ連続する3年度のCO₂平均排出量を「基準排出量」とし、排出削減の目安とします。計画期間中でも建物や設備の増減等により変更がある場合があります。
 ・削減率：各事業所が事業活動により実際に排出したエネルギー削減によるCO₂量です。
 ・そのほか削減率：削減率の目標値の改善や高効率空調機器の導入によるCO₂削減量が認められる場合があります。
 ・削減率の注：削減率の目標値を達成するための注。事業所が算出したCO₂排出量（基準排出量、削減率）の削減率や削減率を確保するため、削減率を受け九割削減率による補正を受けたい場合とされています。
 ・削減率の注：削減率の注（削減率）を注として削減されたCO₂排出量（4年分）、CO₂削減量が基準排出量の1/2を上回った年度は、基準排出量の1/2から削減率を減じた量がその年度の削減率になります。
 ・削減率の注：削減率の注（削減率）を注として削減されたCO₂排出量（4年分）、CO₂削減量が基準排出量の1/2を上回った年度は、基準排出量の1/2から削減率を減じた量がその年度の削減率になります。
 ・削減率の注：削減率の注（削減率）を注として削減されたCO₂排出量（4年分）、CO₂削減量が基準排出量の1/2を上回った年度は、基準排出量の1/2から削減率を減じた量がその年度の削減率になります。
 ・削減率の注：削減率の注（削減率）を注として削減されたCO₂排出量（4年分）、CO₂削減量が基準排出量の1/2を上回った年度は、基準排出量の1/2から削減率を減じた量がその年度の削減率になります。
 ・削減率の注：削減率の注（削減率）を注として削減されたCO₂排出量（4年分）、CO₂削減量が基準排出量の1/2を上回った年度は、基準排出量の1/2から削減率を減じた量がその年度の削減率になります。

事業所番号	事業所名称	事業所所在地	区分	削減率				削減率				削減率	削減率	削減率	削減率		
				23年度	24年度	25年度	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度						
000101	埼玉日報食品株式会社	埼玉日報食品株式会社	別所市大字上村第2-9-4番地	2	9,072	9,072	9,072	9,072	5,283	5,283	5,283	5,283	受検	12,776	0	-	達成
000201	埼玉日報印刷株式会社	埼玉日報印刷株式会社	さいたま市浦和区第1-下第1-1番地	1①	6,813	6,813	6,813	6,813	5,060	4,672	4,466	4,276	受検	6,597	0	-	達成
000301	研和グラフィック株式会社	行田工場	埼玉県行田市第一第2-2-1番地	2	3,720	3,720	3,720	3,720	3,219	3,256	3,520	3,518	受検	474	0	-	達成
000401	光村印刷株式会社	川越工場	川越市南台一丁目1番地1	2	22,421	22,421	22,421	22,421	17,885	16,806	15,127	12,819	受検	21,888	0	-	達成
000402	光村印刷株式会社	東加工場	埼玉県加志下第3番地1	2	3,056	3,056	3,056	3,056	2,587	2,577	2,577	2,577	受検	991	0	-	達成
000501	株式会社出興	株式会社出興 工場	さいたま市大宮4-6番地	2	3,014	3,014	3,014	3,014	4,308	4,767	4,767	4,423	受検	7,911	0	-	達成
000601	株式会社シカワ印刷	埼玉工場	さいたま市大宮第6-7番地	2	4,978	4,978	4,978	4,978	3,779	3,672	3,228	2,981	受検	5,046	0	-	達成
000602	株式会社シカワ印刷	日本橋工場	さいたま市大宮第6-8番地	2	4,954	4,954	4,954	4,954	3,513	4,450	4,088	3,856	受検	2,718	0	-	達成
000801	関東ヘキサケミカル株式会社	関東ヘキサケミカル株式会社	埼玉県所沢市第一第1-3-9番地	2	2,766	2,766	2,766	2,766	2,465	2,124	2,178	2,178	受検	1,003	0	-	達成
000901	東加印刷株式会社	東加印刷株式会社	埼玉県加志下第1-1番地1-9番地	1①	4,948	4,948	4,948	4,948	3,325	3,421	3,207	3,038	受検	5,813	0	-	達成
001001	株式会社ロジステクス・ネット	株式会社ロジステクス・ネット	入間市東町4-1-0番地の1	1①	2,802	2,802	2,802	2,802	2,428	2,461	2,232	1,856	受検	1,134	0	-	達成
001002	株式会社ロジステクス・ネット	株式会社ロジステクス・ネット	埼玉県所沢市所沢第3-0番地の1	1①	3,179	3,179	3,179	3,179	3,128	3,128	3,147	2,909	受検	0	227	削減	
001101	種プレーキ工業株式会社	種プレーキ工業株式会社	埼玉県東玉手第4番地7-1	1①	5,709	6,259	7,309	7,309	4,218	5,549	6,008	6,781	受検	2,276	0	-	達成
001201	中央印刷株式会社	中央印刷株式会社	埼玉県大宮第3-7-0番地	2	29,900	29,900	29,900	29,900	26,024	26,452	26,452	26,452	受検	16,888	0	-	達成
001301	日本精工株式会社	埼玉工場	埼玉県大宮一丁目1番地	2	39,399	39,399	39,399	39,399	26,128	32,495	34,348	24,871	受検	10,288	0	-	達成
001401	新日本印刷株式会社	印刷部	埼玉県所沢市所沢第2-1番地	2	27,291	27,291	27,291	27,291	21,642	21,711	22,174	22,534	受検	14,552	0	-	達成
001501	東加印刷株式会社	東加印刷株式会社	埼玉県加志下第1-1番地1-9番地	1①	10,246	10,246	10,246	10,246	8,281	7,827	7,055	6,531	受検	8,856	0	-	達成
001601	埼玉印刷センター株式会社	埼玉印刷センター株式会社	埼玉県大宮第4-7-0番地	2	11,619	11,619	11,619	11,619	8,403	8,225	8,438	8,438	受検	7,726	0	-	達成
001701	東加印刷株式会社	東加印刷株式会社	埼玉県加志下第3-0番地の1	2	3,003	3,003	3,003	3,003	2,602	2,602	2,527	2,527	受検	930	0	-	達成

2. 排出量取引の手続きについて

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引手続き（全体）



2 排出量取引の手続きについて

削減目標に対する達成状況の確認① (再掲)

計画期間中は「**審査結果のお知らせ※**」で**自事業所の削減状況**とともに、**排出量取引の要否**を確認

2 第2計画期間の目標達成の見込み

※ 毎年度、計画書の審査が終了した事業所に順次送付

第2削減計画期間	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度 (見込)	合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
目標削減率	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	13.0%	
削減目標量	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	6,500
工ネ起CO ₂ 排出量	8,200	8,054	8,034	8,034	8,034	40,356
削減率	18.0%	19.5%	19.7%	19.7%	19.7%	
削減量	1,800	1,946	1,966	1,966	1,966	9,644
その他ガス排出量	0	0	0	0	0	0
検証	検証済	検証済				

2

1

※令和元年度の値は見込み値です（平成30年度の値を使用しています）。

第1計画期間のバンキング量

一般管理口座内の
クレジット残高(※) **4,500**

※ 第1計画期間からバンキングされたクレジットの増量後の値(作成時点)です。

バンキングとは、第1計画期間で取引に使用されなかったクレジットのことで、第2計画期間の不足削減量への充当や取引に使用できます。

第2計画期間の達成状況(見込)

第2計画期間の
超過削減量①-② **3,144**

※ 実際に発行できる超過削減量値と異なる場合があります。

※ マイナス値で表示されている場合は不足削減量

- **プラス値 ⇒ 達成見込み**
- **マイナス値の場合、上記ののバンキング量との合計が...**
 - プラス値 ⇒ 達成見込み**
 - マイナス値 ⇒ 未達成見込み = 排出量取引が必要**

2 排出量取引の手続きについて

削減目標に対する達成状況の確認② (再掲)

最終的には、県からの「目標達成状況確認通知書」で確認

・R2年度に、計画対象年度（H27～R1年度）の計画書・検証結果報告書の審査が終了した事業所に順次送付します。

口座番号	110-100-0000000000000000-00					
削減期間	平成27年度～令和元年度					
目標達成状況	未達成					
排出量等の状況 (t-CO ₂ /年)						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	削減期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
目標削減率	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	15.0%	
排出削減目標量						7,500
エネルギー起源CO ₂ 排出量	8,500	9,000	8,000	8,500	9,000	43,000
排出削減量	1,500	1,000	2,000	1,500	1,000	7,000
発行可能な超過削減量						-
目標達成のために必要な充当量						500
(備考)						
基準年度（既に基準排出量を変更した場合は最終変更日）以降で削減期間最終年度までの間に、基準排出量変更の要件（裏面参照）に該当する場合、速やかに県と変更の協議を行ってください。なお、その場合、本通知は無効となります。						

達成状況
「達成」 or 「未達成」

削減目標量
(計画期間の合計)

基準排出量から
実際に削減された量
(計画期間の合計)

(上段) 目標を上回って削減された量
(「達成」の場合に記載)
(下段) 削減不足量
(「未達成」の場合に記載)

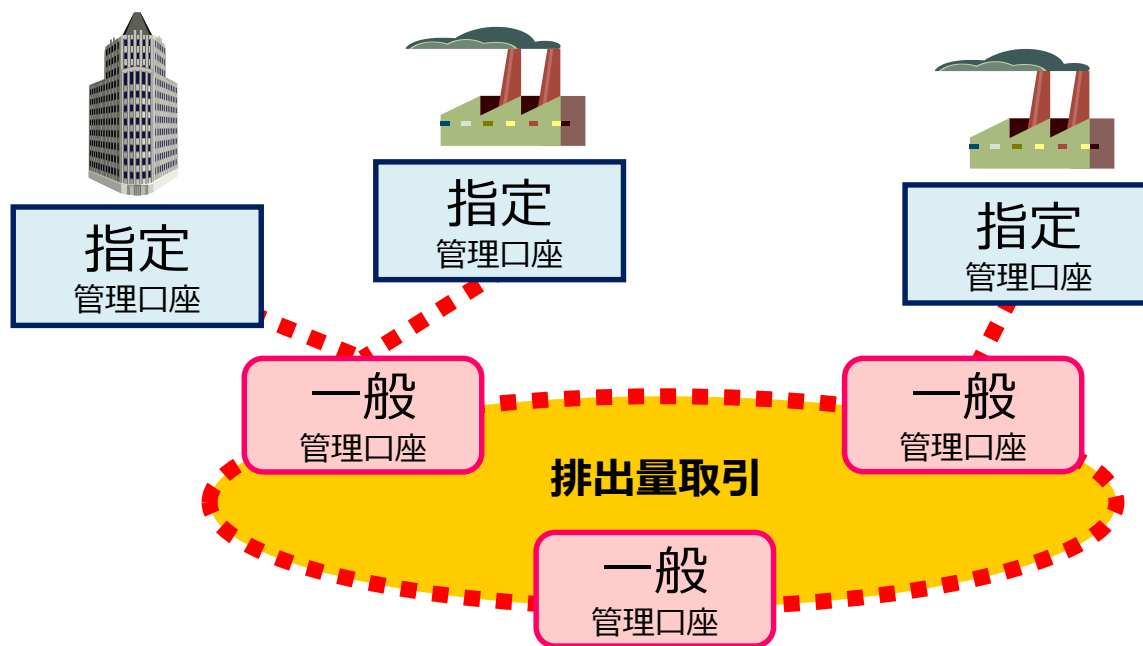
この例では、「目標量 7,500 t-CO₂」に対して「削減量 7,000 t-CO₂」なので「500 t-CO₂」の削減不足 (未達成)

2 排出量取引の手続きについて 管理口座の役割

排出削減状況やクレジット所有状況は、口座で管理。

指定管理口座 大規模事業所の削減状況を記録する口座
(自動的に開設済み)

一般管理口座 クレジットの所有状況を記録し、取引を行うために使用する口座
(口座開設申請が必要)



※ 一般管理口座は
埼玉県への申請により
埼玉県の削減量口座簿に開設

2 排出量取引の手続きについて 管理口座の開設

一般

一般管理口座は、取引を行う事業者が開設（申請必要）。

- 排出量取引を行う事業者は、一般管理口座を開設してください。
- 取引見込みの事業者もあらかじめ開設してください。
- 同一法人内で取引をする場合も開設が必要です。
- 複数の大規模事業所を有する事業者は、開設は1口座でも構いません。
- 既に開設されている事業者であり、指定管理口座との関連付けを行っていない場合は、「関連付け申請書」を提出してください。

申請書類

- ・ 一般管理口座開設申請書（代表者印の印鑑証明書と同じ印を押印する）
- ・ 印鑑証明書（既に提出している証明書から変更がない場合はコピーでも可）
- ・ 別添（口座の開設要件に係る事項、公表を希望する事項、関連付けを希望する指定管理口座等に関する情報）

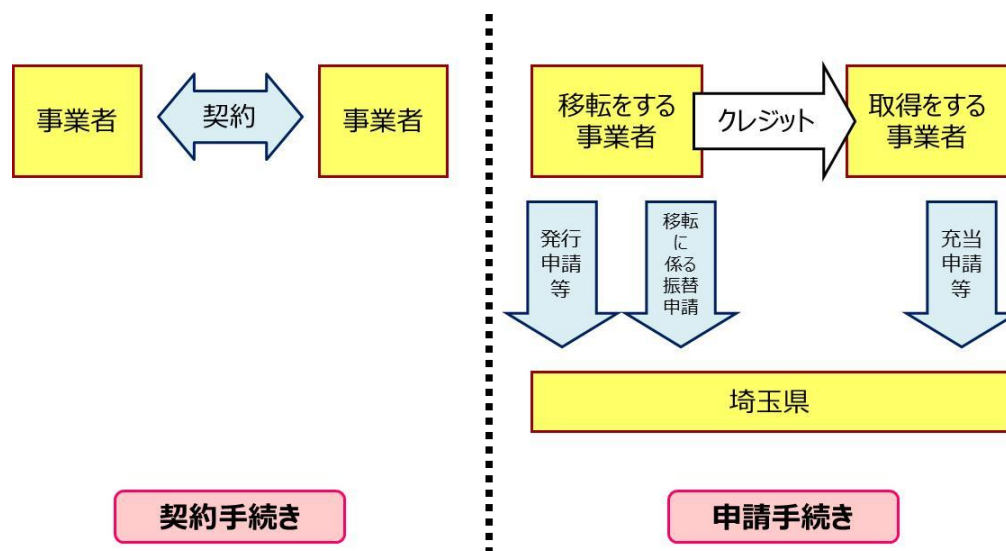
開設されましたら、開設通知書をお送りします。

大規模事業者以外に限り、計画期間ごとに更新申請が必要です。
(令和3年9月までに申請)

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引の基本について

- 県の排出量取引は相対取引である。
- 取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定する。
- 取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約はない。
- 契約手続きは取引事業者間で。移転申請手続きは埼玉県へ。



2 排出量取引の手続きについて 契約相手の選定

自らに合った取引相手を選定。

同一法人や関連法人等の付き合いのある事業者から選定する
制度対象となる大規模事業所は県HPで公表しています（P 39を御参照ください）

県HPでクレジットの所有を公表している事業者から選定する
事業者の希望により保有状況は県HPで公表しています
保有をしている事業者は、積極的に公表を行ってください

グリーンエネルギー証書発行事業者や
J-クレジット等を取扱う事業者から選定する
以前のセミナー等で出展した事業者の情報は、県HPで公表しています

クレジットの仲介事業者から選定する
以前のセミナー等で出展した事業者の情報は、県HPで公表しています

2 排出量取引の手続きについて

契約相手の選定

契約にあたって、所有状況や価格等を確認。

- 取引に必要な口座を開設しているか
 - 取引を希望する量のクレジットを所有しているか
 - 埼玉県制度の目標達成に利用できるクレジットであるか
県HPで口座開設状況や所有状況が公表されています。
(公表を希望している事業者のみ、定期的に更新)
発行や振替を受けた記録は、「発行通知書」「振替通知書」等により確認できます。
(発行や振替を申請した事業者に対し、埼玉県が通知を発行します)
また、最新の所有状況は、「削減量口座簿記録事項証明書」により確認できます。
(口座名義人からの申請により、口座名義人に対し、埼玉県が証明書を発行します)
- 希望する時期に取引をすることが可能か
埼玉県への口座開設、発行、振替の申請については、一定の処理期間を要します。
取得後の充当手続きに要する期間も考慮して、期限に間に合うか検討してください。
- 取引予定価格はいくらか
価格は取引当事者の合意により決定されます。
定価等はありません。また無償であっても構いません。
契約相手の選定にあたっては、複数者から見積もり等を徴取することをお勧めします。
また、ロット（購入単位）により価格は変動することが一般的です。

2 排出量取引の手続きについて

契約手続き

手続きの不履行や、料金未払い等のトラブル等を防止するため契約書を作成して、契約を締結することをお勧めします。

契約書において取り決める事項の例 ①

- 振替を行う口座、クレジットの種類、識別番号（シリアル番号）
複数のオフセットクレジット等を所有する事業者と取引する場合で、希望するオフセットクレジットを取得したい場合は識別番号などを用いて、取引を行うクレジットを明確にしましょう。
- 振替を実行する時期（期限、予定日）
振替実行は、申請書の提出を受けて、県が行います。
申請書に実行希望日を記入することができますが、一定の事務処理期間を要しますので、希望日どおりの実行ができない場合があります。また申請書類の不備などによっては、大きく手続きが遅れる可能性もあります。希望日どおりの実行ができなかった場合の対応なども取り決めておきましょう。

2 排出量取引の手続きについて

契約手続き

契約書において取り決める事項の例 ②

・申請手続きを履行すること

振替に関する申請手続きは、契約当事者のうち、一者が行います。

(所有するクレジットが減少する事業者しか申請手続きはできません)

手続きを確実に履行する規定を、契約書に明記しましょう。

・振替実行完了の確認方法

振替通知は、申請者（所有するクレジットが減少する事業者）にしか発行されません。

振替実行確認の方法をあらかじめ定めておきましょう。

〔 減少する事業者が発行される振替通知書の写しを、増量する事業者に渡す
増量する事業者が、県に対し削減量口座簿記録事項証明書の交付を申請する 等 〕

・履行確認と代金支払い

契約の履行確認と、代金支払いの時期・方法を定めておきましょう。

・契約不履行時の対応

振替申請が履行されない、代金の支払いが履行されない

虚偽の申請により発行・振替が行われたクレジットだった、など

契約の内容が履行されなかった場合の対応についても定めておきましょう。

〔 例：期日までに代金が支払われなかった場合は、
買主がクレジットを移転元に戻す申請をすることを義務付ける、等 〕

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引に関する会計処理

目標設定型排出量取引制度に係る会計処理を行う際の実務上の参考として

「目標設定型排出量取引制度に係る会計処理に関する基本的考え方」

を公表しています。（平成24年6月 埼玉県 環境部）

✓ 各取引場面での仕訳例を含む具体的な会計処理の一例の提示

■ 留意事項

- ✓ この「基本的考え方」は、排出量取引に係る会計処理の一例を示したものであって、新たに本県が会計基準を定めるものではありません。
- ✓ そのため、実際の実務に当たっては、ご担当の公認会計士に相談しながら会計処理するようお願いいたします。

以下のページからダウンロードできます
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引に関する税務

排出量取引に係る税務上の取扱いについては、
関東信越国税局の法人税に係る文書回答事例

「埼玉県条例に基づく目標設定型排出量取引制度に
おける排出量取引に係る税務上の取扱いについて
(平成27年3月19日回答)」

を参考にしてください。

- ※ 一般的な事例に対する回答ですので、個々の具体的な事例には適用されない場合があります。
- ※ 個々の事業者の申告内容等を拘束するものではありません。

以下のページから閲覧できます
<https://www.nta.go.jp/about/organization/kantoshinetsu/bunshokaito/hojin/150330/index.htm>

2 排出量取引の手続きについて

契約等に係る参考URL

「指針・要綱・ガイドライン」

(口座簿に係る要綱、取引ガイドライン 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/guideline.html>

「大規模事業所の排出状況・削減状況」

(県内大規模事業所の一覧)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html>

「管理口座の開設状況、クレジット等の発行・所有状況」

(クレジットの所有状況等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

「排出量取引の契約手続き（準備・相手の選定・契約の締結・事後確認）」

(契約上の注意点、契約書の参考様式 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikitejun.html>

「申請・届出・クレジット様式集」

(クレジットの手続きに関する様式 等)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の手続きについて

目標達成に係る申請手続き

目標達成に係る申請については、以下のパターンに基づいて手続きしてください。

＜パターン① 自社の他事業所の超過削減量による目標達成の場合＞（P 4 1 参照）
・ 事業所間で取引を行い目標達成する方法です。

＜パターン② 自社のオフセットクレジットによる目標達成の場合＞（P 4 2 参照）
・ オフセットクレジットを使用して目標達成する方法です。

＜パターン③ 他の事業者の持つ超過削減量による目標達成の場合＞（P 4 3 参照）
・ 他の事業者と取引を行い目標達成する方法です。

＜パターン④ 他の事業者のオフセットクレジットによる目標達成の場合＞（P 4 4 参照）
・ 他の事業者が持つオフセットクレジットを取得することで目標達成する方法です。

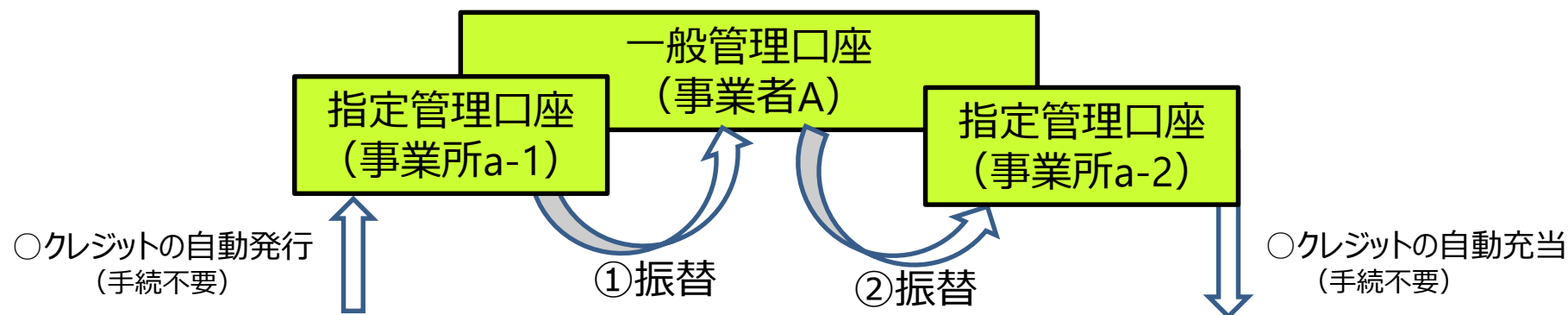
＜パターン⑤ 東京都の事業者の持つ超過削減量による目標達成の場合＞（P 4 5 参照）
・ 東京都の事業者が持つ超過削減量を取得することで目標達成する方法です。

※オフセットクレジットとは、利用できるクレジット等のうち再エネクレジットや森林吸収クレジットなどのこと。

2 排出量取引の手続きについて

目標達成に係る申請手続きの流れ・提出書類（パターン①）

自社の他事業所の超過削減量による目標達成



【提出書類（提出者：事業者A）】

- ①振替 「振替可能削減量振替申請書」 (様式第10号)
- ②振替 「振替可能削減量振替申請書」 (様式第10号)

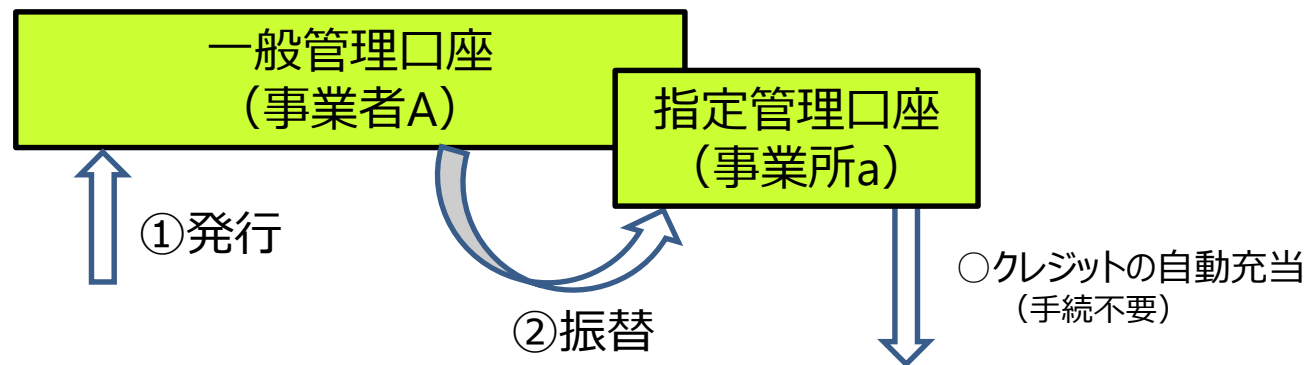
「印鑑証明書」 (既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

- ※ ①～②は同時申請可能です
- ※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します
- ※ 一度、一般管理口座から指定管理口座に振替した超過削減量やオフセットクレジットは再度、一般管理口座に振替することができなくなります。

2 排出量取引の手続きについて

目標達成に係る申請手続きの流れ・提出書類（パターン②）

自社のオフセットクレジット（再エネクレジット等）による目標達成



【提出書類（提出者：事業者A）】

①発行 「振替可能削減量等発行等申請書」（様式第12号）

②振替 「振替可能削減量振替申請書」（様式第10号）

「印鑑証明書」（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

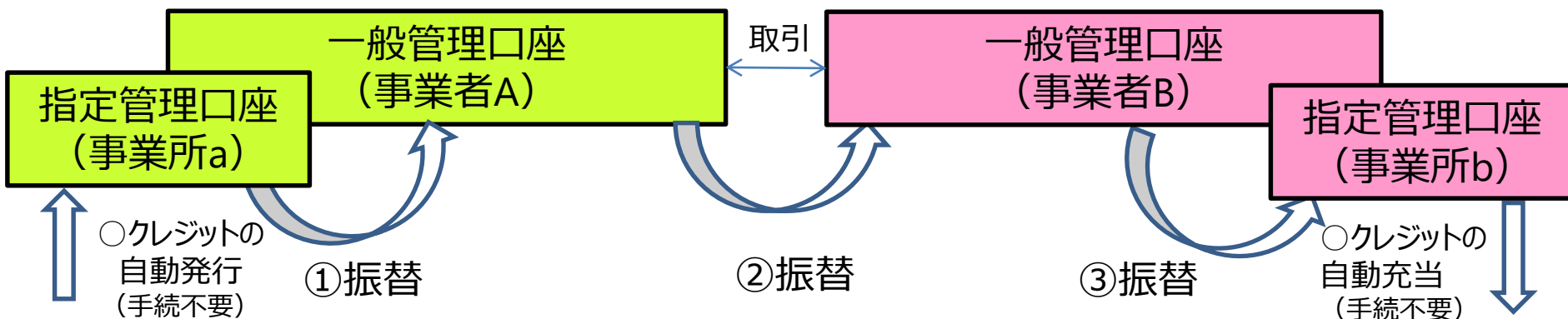
※ ①,②は同時申請可能です

※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

2 排出量取引について

目標達成に係る申請手続きの流れ・提出書類（パターン③）

他の事業者の持つ超過削減量による目標達成



【提出書類（提出者：事業者A）】

①振替 「振替可能削減量振替申請書」 (様式第10号)

②振替 「振替可能削減量振替申請書」 (様式第10号)

※ ①,②は同時申請可能です (①の手続き後に、削減量口座簿記録事項証明書を確認してから契約することをお勧めします)

②振替に対する県のお知らせ発行後

【提出書類（提出者：事業者B）】

③振替 「振替可能削減量振替申請書」 (様式第10号)

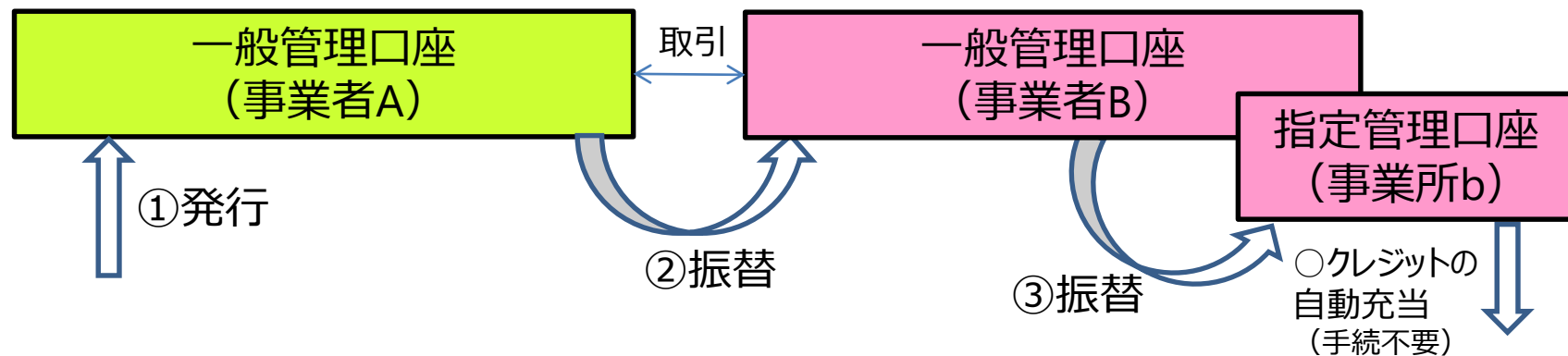
※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

※ A,Bの間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります

2 排出量取引の手続きについて

目標達成に係る申請手続きの流れ・提出書類（パターン④）

他の事業者のオフセットクレジット（再エネクレジット等）による目標達成



【提出書類（提出者：事業者A）】

- ①発行 「振替可能削減量等発行等申請書」（様式第12号）
- ②振替 「振替可能削減量振替申請書」（様式第10号）

※ ①,②は同時申請可能です（①の手続き後に、削減量口座簿記録事項証明書を確認してから契約することをお勧めします）



②振替に対する県のお知らせ発行後

【提出書類（提出者：事業者B）】

- ③振替 「振替可能削減量振替申請書」（様式第10号）

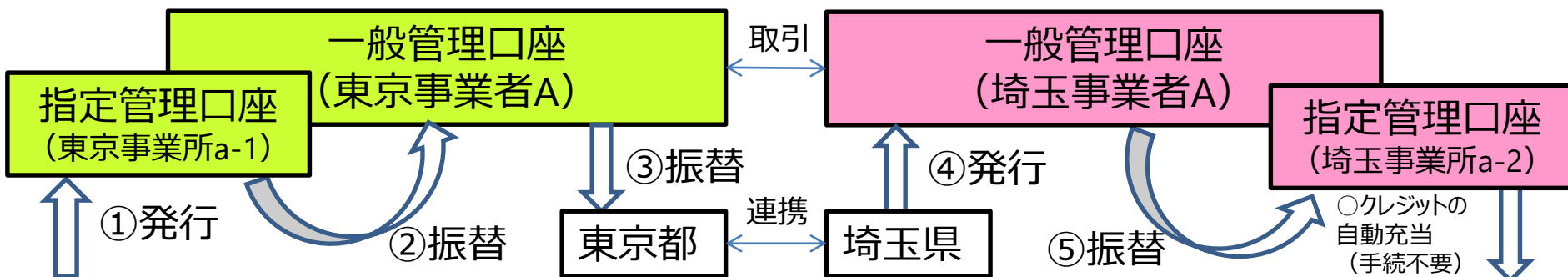
※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

※ A,Bの間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります

2 排出量取引の手続きについて

目標達成に係る申請手続きの流れ・提出書類（パターン⑤）

東京都の事業者の超過削減量による目標達成



【提出書類（提出者：事業者A）⇒（提出先：東京都）】

- ①発行 「振替可能削減量等発行等申請書」（東京都様式）
- ②振替 「振替可能削減量振替申請書」（東京都様式）
- ③振替 「振替可能削減量振替申請書」（東京都様式）
- ※ ①～③の申請については東京都にお問い合わせください

③に対する東京都の「クレジット等の減少記録を証明する書類」発行後

【提出書類（提出者：事業者A）⇒（提出先：埼玉県）】

- ④発行 「振替可能削減量等発行等申請書」（様式第12号）
- ⑤振替 「振替可能削減量振替申請書」（様式第10号）
- ④発行の際添付必要な書類 東京都発行の「クレジット等の減少記録を証明する書類」
- ※ ④、⑤は同時申請可能で、それぞれの申請に対してその結果を県から通知します

- ※ 取引の間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります
- ※ 東京都から移転可能なクレジットは都制度の超過削減量、都内中小クレジット、埼玉連携クレジットです
- ※ 都への移転も逆の手順で行うことができます
- ※ 都へ移転可能なクレジットは県制度の超過削減量、県内中小クレジット、東京連携クレジットです

2 排出量取引の手続きについて 発行申請書の記入方法（オフセットクレジット）

オフセットクレジット（再エネクレジット等）は、
一般管理口座に発行します。

● 申請者

口座名義人又は口座管理者

● 申請書類

振替可能削減量等発行等申請書

※代表者の印は印鑑証明書の印を使用してください。
（口座に係る全ての申請に共通）

※クレジットごとの詳しい添付書類については個別にご相談ください

※認定等の申請と発行申請の同時申請可能

様式第13号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇—〇〇—〇〇
住 所
氏 名 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口 座 番 号	110-110-00000000####-00	管理口座の種類	一般
口座に係る大規模事業所の情報 (指定管理口座に限る。)	事業所の名称		
	事業所の所在地		
	事業所番号		
振替可能削減量に係る情報	種 類	再エネクレジット	
	発行又は振替の数量	〇〇t-CO ₂	
	振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号	〇〇〇〇〇	
添 付 書 類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり		
(受付欄)			

印鑑証明書の印

記入不要

備考 受付欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

2 排出量取引の手続きについて クレジットの発行（保有）情報を 公表（変更）したい場合に提出する書類

- 県では、排出量取引を円滑に運用するため、公表を希望するクレジット等の保有情報を県ホームページで公表しています。
- 公表を希望する場合は、下記の書類を提出してください
- 口座ごと、クレジットの種類ごとに記載してください
- 公表項目は以下のとおり
 - ・ 口座番号、口座名義人名称
 - ・ クレジットの種類
 - ・ クレジットの発行（保有）量

【備考】 別途、クレジットの保有している口座の振替可能削減量等の管理に関する事項のうち、公表を希望する事項についても確認してください

● 提出書類

(1) 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

(2) 印鑑証明書

(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 さいたま市浦和区高砂
〇〇-〇〇-〇〇

氏 名 株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印

〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

私は、振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について、下記のとおり希望します。

記

口座番号	振替可能削減量等に係る情報*	公表希望の有無（有・無のどちらかを選択）		
		口座番号及び口座名義人の名称	振替可能削減量の種類	振替可能削減量の発行（保有）量
110-100-00000000####-00	超過削減量	有り 無し	有り 無し	有り 無し
110-110-00000000####-00	再エネクレジット	有り 無し	有り 無し	有り 無し
		有り 無し	有り 無し	有り 無し
		有り 無し	有り 無し	有り 無し
		有り 無し	有り 無し	有り 無し
		有り 無し	有り 無し	有り 無し
		有り 無し	有り 無し	有り 無し
		有り 無し	有り 無し	有り 無し

※ 振替可能削減量等の発行時においては認定（認証）番号を記入する。（超過削減量及びその他ガス削減量の場合は記入不要）

※ 振替可能削減量等の保有量に係る情報の公表においては、種類及び識別番号を記入する。

印鑑証明書の印

(公表先URL)
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

2 排出量取引の手続きについて 振替申請書の記入方法 (超過削減量・オフセットクレジット共通)

● 申請者
クレジット移転元の口座名義人

● 申請書類
振替可能削減量振替申請書

● 添付書類
(1) 印鑑証明書
(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

(2) 振替可能削減量等の発行等に
係る情報の公表について **(任意)**

様式第11号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇—〇〇—〇〇
住所 株式会社〇〇
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 **印**
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録される口座情報	口座番号	110-110-00000000####-00	管理口座の種類	一般
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
増加の記録される口座情報	口座番号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	指定
	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号	株式会社〇〇 〇〇工場 〇〇市〇〇△△-△△-△△ 〇〇〇〇〇〇	
振替の原因となった事由				
振替希望日		平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
振替可能削減に係る情報	種類	再エネクレジット		
	振替の数量	〇〇t-CO ₂		
1単位当たりの取引価格	〇〇円/t-CO ₂			
添付書類		別添のとおり		
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先		別添のとおり		
(受付欄)				

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

移転元が指定の場合記載

移転先が一般の場合記載

移転先が指定の場合記載

希望が無い場合は空欄

シリアル番号の希望がある場合に記載

任意記載

備考 受付欄には、記入しないこと。

別添も記載すること

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の手続きについて

振替申請書の記入方法

(超過削減量・オフセットクレジット共通)

- ※ 一般管理口座に複数の事業所のオフセットクレジット等がある場合には、識別番号（シリアル番号）を記入することにより、どの事業所のオフセットクレジット等に移転するか選択することができます。
- ※ シリアル番号の記載が無い場合はシリアル番号の小さいオフセットクレジット等から移転します。
- ※ 記載された取引価格を個別に公表することはありませんが、一定量の取引が確保できた段階で統計処理をして公表します。
(会計処理、税務処理の公正価格の参考とするため)
- ※ 振替後の通知は移転元の申請者にのみ送付します。

移転先事業者が確認するには次の方法等があります。

- ・移転元事業者に発行される振替通知書の写し
- ・移転先一般管理口座の証明書

2 排出量取引の手続きについて

振替申請書の記入方法（埼玉連携クレジット）

東京都の一般管理口座に移転する場合の申請

● 申請者

クレジット移転元の口座名義人

● 申請書類

振替可能削減量振替申請書

● 添付書類

(1) 印鑑証明書

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

(2) 振替可能削減量等の発行等に係る情報の公表について **（任意）**

※ 増加の記録がされる口座情報には東京都の口座を記入

※ 申請者には埼玉県から

「クレジット等の減少記録を証明する書類」が通知される。

この書類を添付して東京都に発行申請する

様式第11号

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇—〇〇—〇〇
住所 株式会社〇〇
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録がされる口座情報	口座番号	110-110-00000000####-00	管理口座の種類	一般
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
増加の記録がされる口座情報	口座番号	〇〇〇-110-〇〇〇	管理口座の種類	東京都口座
	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	株式会社〇〇		
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
振替の原因となった事由				
振替希望日		平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
振替可能削減量に係る情報	種類	超過削減量		
	振替の数量 識別番号	〇〇t-CO ₂		
1単位当たりの取引価格		〇〇円/t-CO ₂		
添付書類		別添のとおり		
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先		別添のとおり		
(受付欄)				

備考 受付欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

口座の種類は東京都口座とし、東京都の移転先口座を記載

希望が無い場合は空欄

シリアル番号の希望がある場合に記載

任意記載

別添も記載すること

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の手続きについて 口座情報を確認したい場合の手続き

● 申請者

口座名義人又は口座管理者

● 申請書類

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書
(様式第20号)

● 添付書類

印鑑証明書

(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

様式第20号

令和〇〇年 〇〇月 〇〇日

(あて先)
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂
〇〇—〇〇—〇〇
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 **印**

住所
氏名

〔法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地〕

削減量口座簿記録事項証明書交付申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第24条第1項の規定により、削減量口座簿に記録されている事項であって、次の管理口座に記録されているもののうち、次の事項の証明書の交付を申請します。

口 座 番 号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	指定
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称	株式会社〇〇 〇〇工場	
	事業所の所在地	〇〇市〇〇△△-△△-△△	
	事業所番号	〇〇〇〇〇〇	
証明を希望する事項	別添のとおり		
交付を希望する数	〇 通		
添 付 書 類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	会社名		
	郵便番号		
	管理部署住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	ファクス番号		
	E-mailアドレス		
(受付欄)			

印鑑証明書の印

指定への証明の場合記載

連絡先を記載

(日本工業規格A列4番)

備考 受付欄には、記入しないこと。

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の手続きについて 口座情報を確認したい場合の手続き

※ 取引前にクレジットの数量等を確認することをお勧めします。

※ 各口座に帰属するクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号欄にチェックすると、第2計画期間へのバンキングの増加倍率を証明書に記載します。

裏面

別添（証明を希望する事項）

チェック	指定管理口座	チェック	一般管理口座
<input checked="" type="checkbox"/>	指定管理口座に帰属するクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号	<input checked="" type="checkbox"/>	一般管理口座に帰属するオフセットクレジット等の種類ごとの数量及び識別番号
	オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付		オフセットクレジット等の移転量及び移転した日付
	超過削減量及びその他ガス削減量の発行量及び発行した日付		オフセットクレジットの発行量及び発行した日付
	一般管理口座との関連付けの状況		指定管理口座との関連付けの状況
	クレジット等の充当量及び充当した日付	証明を希望する年月日	
	指針別表第5の目標達成の状況	平成 年 月 日時点 における口座情報の証明	

添付書類

法人の場合	印鑑証明書又はこれに準じるもの	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無
個人の場合	住民票又はこれに準じるもの	<input type="checkbox"/> 有 ・ 無

※ 口座開設など排出量取引に係る申請又は届出の際に印鑑証明書（原本）又は住民票を既に提出しており、その記載内容に変更がない場合は不要。

（様式URL）

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

2 排出量取引の手続きについて

排出量取引における注意点（おさらい）

○ 口座の準備をしましょう

- ・一般管理口座開設（指定・一般の関連付け）
- ・変更届出書等はないか

○ 取引前にクレジットの保有状況を確認しましょう

- ・県HP、発行・振替通知書、**口座の証明書**で確認

○ 取引にあたっては契約手続きを取りましょう

- ・契約書の記載事項が十分であるか確認

○ 第2計画期間の目標達成の期限は令和3年9月末ですが、 必要な準備や社内での調整はお早めに

- ・契約手続きの期間、申請手続きの期間、県の標準処理期間などを考えて対応してください。

◎ 排出量取引に係る投資トラブルに気を付けましょう

2 排出量取引の手続きについて

クレジット等の有効期限 ①

クレジット等には有効期限があります。

一部のクレジットを除き、
原則、第1計画期間の削減量の有効期限は、第2計画期間までとなります。

「再エネクレジット（その他削減量）」及び「森林吸収クレジット」**以外**の有効期限

クレジット等の種類	有効期間
超過削減量	第1計画期間の削減量 ⇒第2計画期間まで使用可能 (充当手続きは令和3年9月末まで可能)
県外クレジット	
再エネクレジット (環境価値換算量)	
その他ガス削減量	
県内中小クレジット	
東京連携クレジット	

2 排出量取引の手続きについて クレジット等の有効期限 ②

クレジット等には有効期限があります。

「再エネクレジット（その他削減量）」及び「森林吸収クレジット」の有効期限

発電（森林吸収）された時期	証書等の発行時期	有効期限
第1計画期間	第1計画期間	第2計画期間まで
平成20～22年度	第1計画期間	第2計画期間まで
	平成20～22年度	第1計画期間まで
平成20年度より前	第1計画期間	第1計画期間まで
	平成20～22年度	第1計画期間まで
	平成20年度より前	本制度に利用できない

再エネクレジット（その他削減量）及び森林吸収クレジットを発行した時期ではなく、発電（森林吸収）時期、証書等の発行時期により有効期限が異なることに注意。

2 排出量取引の手続きについて

(参考) 目標達成の状況等

H28年度は、約3 / 4の事業所が、
目標以上（13%、15%）の削減。

第2計画期間の超過削減量は約730万トン、
削減不足量は約70万トン。

ただし、そのすべてが市場取引されるわけではない。

（第1計画期間からのバンキングや自社内取引が行われる）

第2計画期間（5年間）の超過削減量、削減不足量の見込み

第1計画期間からのバンキングされ量（増量後）	約590万 t-CO ₂
超過削減量（目標を上回って削減される量）	約730万 t-CO ₂
削減不足量（削減目標量に不足している量）	約70万 t-CO ₂

※ 第3者検証や基準排出量の変更によって値が修正される可能性があります

3. ゼロカーボン埼玉への協力について

3 ゼロカーボン埼玉への協力について

カーボンオフセットに協力の経緯

- 平成23年度から「目標設定型排出量取引制度」を実施し、対象事業者のCO2削減努力により目標を達成



590万トンのクレジット（超過削減量）
（対象事業者の努力に応える方策を検討）



東京2020大会のカーボンオフセットに協力
（オフセットに活用できるクレジットの条件を満たす）

3 ゼロカーボン埼玉への協力について

カーボンオフセットとは？

これら取組の総称を「**ゼロカーボン埼玉**」としてカーボンオフセットを実施します。

カーボンオフセットとは、自らの取組だけでは削減しきれないCO₂排出量を、他の場所での排出削減量で充当することです。

東京オリンピック・パラリンピック

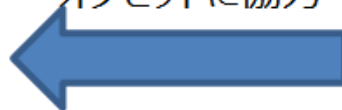
約293万トン
(施設建設、運営、観客)

ゼロカーボン3デイズin2019

約3万トン
(ラグビーW杯2019試合開催日
熊谷市のCO₂排出量)



オフセットに協力



オフィス・工場など
(目標設定型排出量取引制度対象事業所)



CO₂削減量 (クレジット)

3 ゼロカーボン埼玉への協力について

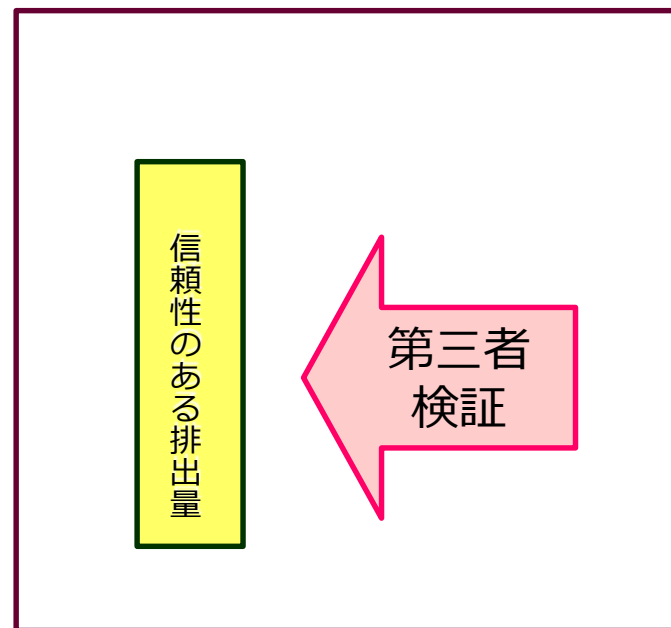
「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力

- 目標設定型排出量取引制度は、
第三者の「検証」により、排出量の正確性・信頼性を確保。

第三者の「検証」により
正確性・信頼性の確保された排出量を確定し
目標達成を確認します。

基準年度・削減計画年度について
第三者検証を受検していただきます。

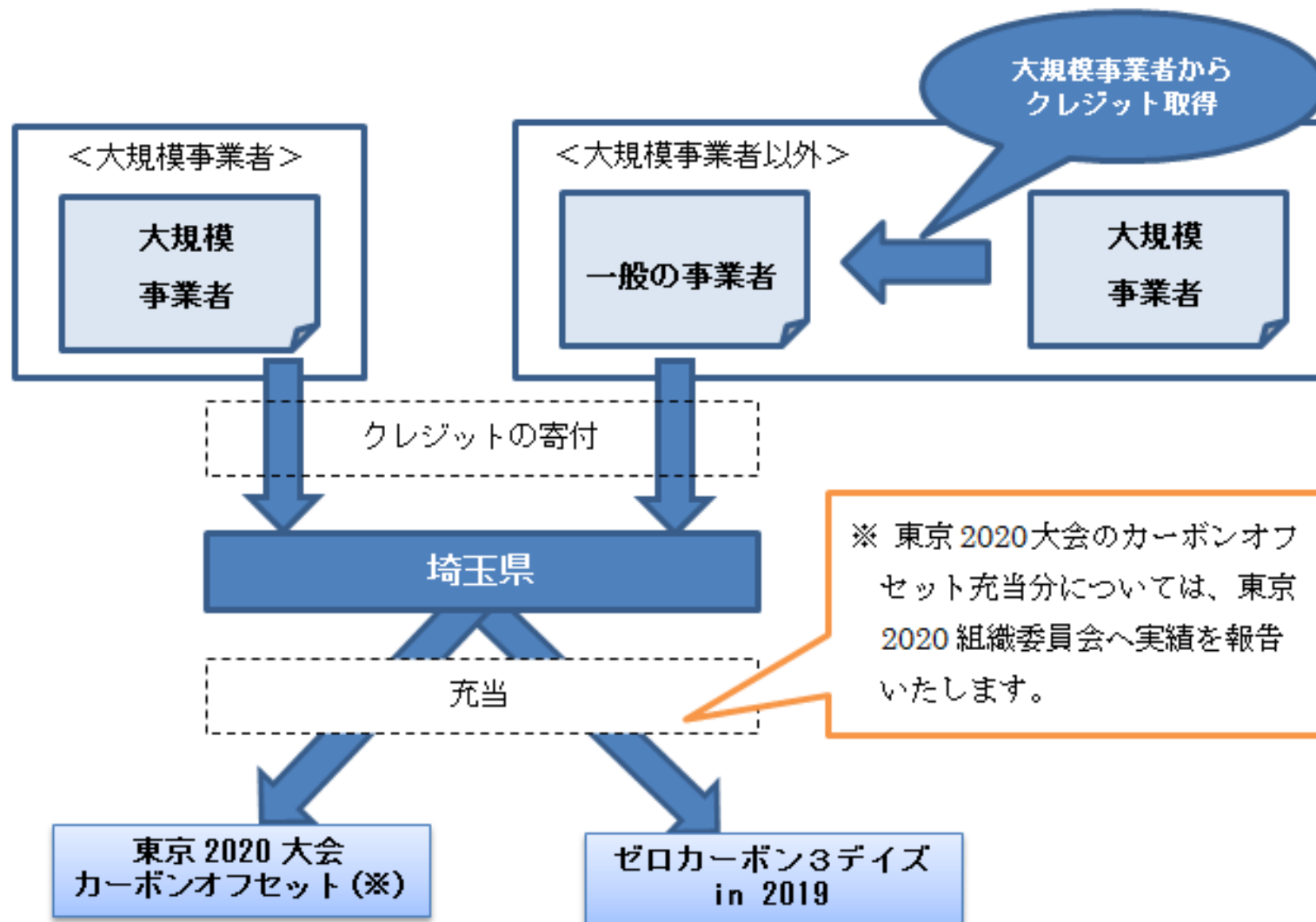
※既に基準年度の検証を第1削減計画期間で
受検している事業所は、
再度、第2削減計画期間で
基準年度検証を受ける必要はありません。



※この正確性・信頼性の確保が、
「東京2020大会のカーボンオフセット」に活用できるクレジットの条件を満たす。

3 ゼロカーボン埼玉への協力について

事業全体のスキーム



3 ゼロカーボン埼玉への協力について

募集対象クレジット

目標設定型排出量取引制度における

● 超過削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、目標を上回って削減された量

● 県内中小クレジット

埼玉県内の中小規模事業所（制度対象外の事業所）において、
設備更新対策により削減された量

※ 認められる削減対策には、制限があります

※ 削減対策（工事）を実施する前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です

※ 第三者による検証が必要です

【留意事項】

- 一度、県に寄付いただいたクレジットはお戻しできません。
（大規模事業所の目標達成に支障のない範囲での申請をお願いいたします。）
- 寄付いただいたクレジットは、県が無効化（クレジットを目標設定型排出量取引制度における目標達成以外で利用すること）を行い、「東京2020大会のカーボンオフセット」及び「ゼロカーボン3デイズin2019」に充当します。
- 「東京2020大会のカーボンオフセット」及び「ゼロカーボン3デイズin 2019」のうち、いずれかの取組への充当を指定して寄付することも可能です。

3 ゼロカーボン埼玉への協力について

募集期間

平成30年11月1日から簡易電子申請システムにより受付開始

埼玉県電子申請・届出サービス

<https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=8730>

ア 東京2020組織委員会が目指す「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力
平成30年11月1日(木曜日)より、東京2020大会までの2年間を予定
(終期は決まり次第お知らせします。)

イ 「ゼロカーボン3デイズin 2019」の実現

平成30年11月1日(木曜日)から令和元年10月31日(木曜日)までの1年間
10月31日までに事前申込をし、県が指定する日までにすべての手続の完了をお願いします。

3 ゼロカーボン埼玉への協力について

クレジットを御提供いただいた皆様へ①

(1) 県からの「御礼状」等の交付

寄付いただいた方全員に、知事名の「御礼状」を交付いたします。

また、**1万トン以上**寄付いただいた大口寄付者の方へは、「御礼状」とは別に、「感謝状」も交付します。

(交付時期及び方法等は、別途お知らせいたします。)

(2) 県のホームページへの寄付事実の公表

寄付事業者の法人名(一般管理口座の名義)を埼玉県のホームページに掲載します。また、任意で寄付事業者の企業ホームページトップのURLを埼玉県のホームページに掲載いたします。

3 ゼロカーボン埼玉への協力について

クレジットを御提供いただいた皆様へ②

(3) 法定報告書等への記載

寄付事業者が作成・発行する法定書類(IR報告など)に、埼玉県へクレジットを寄付したことについて、記載することができます。

(詳しくはP74, 75を御覧ください。)

(4) 寄付事業者における寄付事実の公表

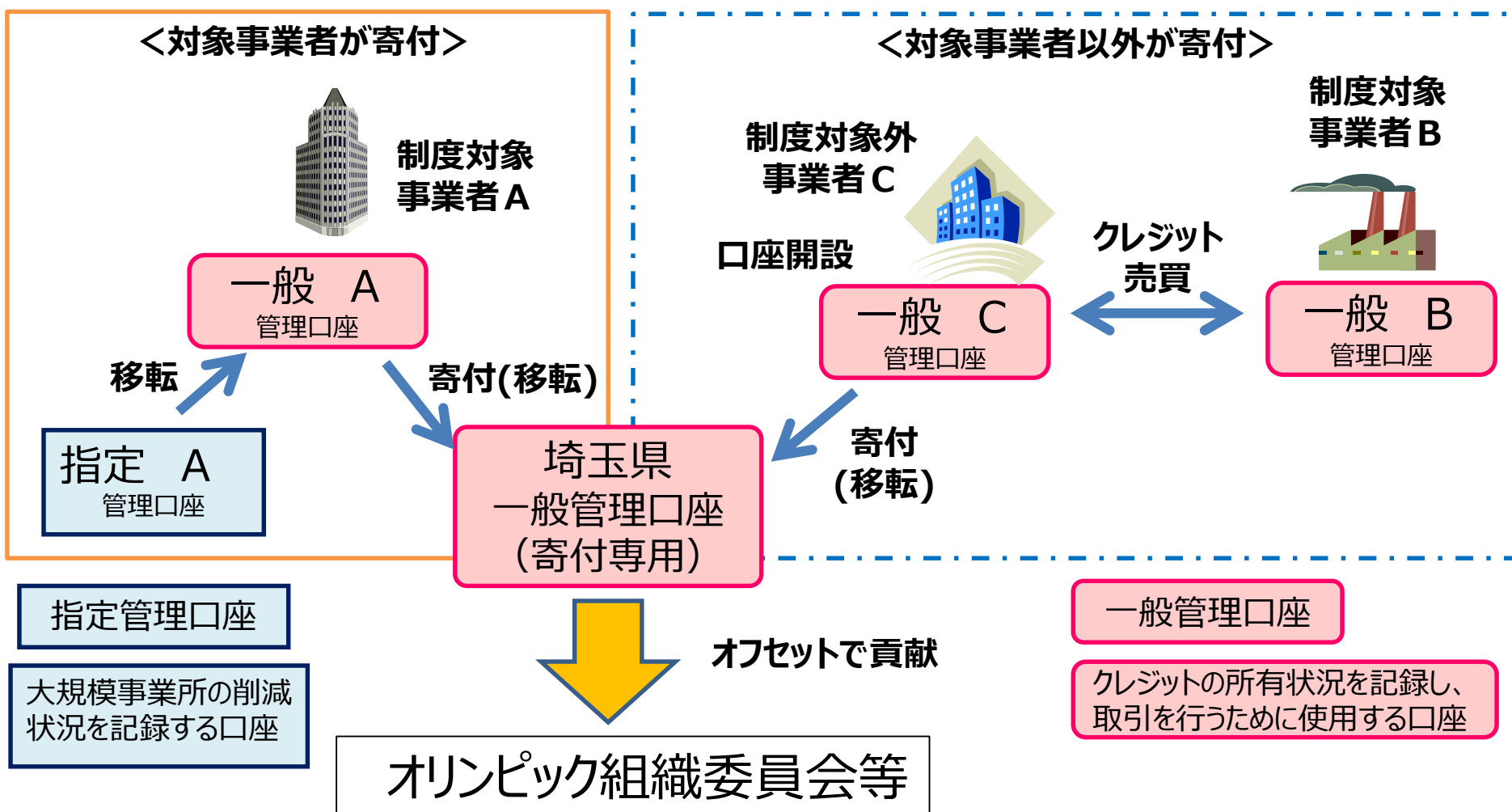
寄付事業者のホームページ等で、埼玉県の取組に協力した旨、公表いただけます。ただし、公表できる内容が限定されます。

(詳しくはP76～78を御覧ください。)

3 ゼロカーボン埼玉への協力について

排出量取引制度のクレジット寄付の方法

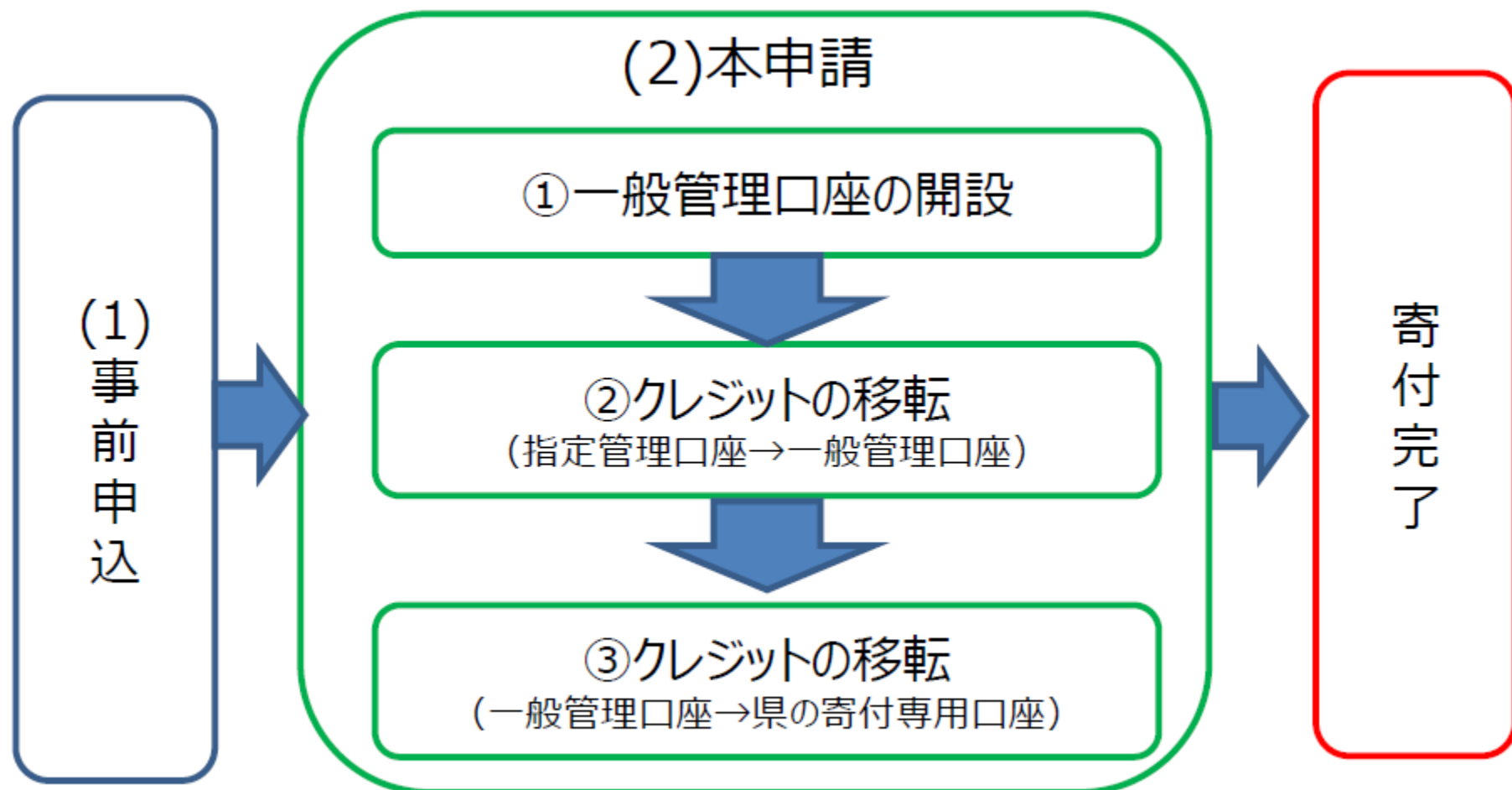
排出量取引と同様の流れで実施する。



4. クレジット寄付の実務について

4 クレジット寄付の実務について

手続きの流れ



※県の寄付専用口座のクレジットをオフセットする大会に充当します。

4 クレジット寄付の実務について

排出量取引に関する税務

埼玉県への超過削減量の無償提供に係る法人税法上の取扱いは以下のとおり（平成30年11月1日関東信越国税局口頭回答）。

無償提供をした日（当該事業者の一般管理口座から埼玉県的一般管理口座に移転した日）の属する事業年度に当該クレジットの無償提供時の価格に相当する金額を埼玉県に対する寄附金の額として損金に算入

（注1）大規模事業者が埼玉県からクレジットの発行を受けた場合（オフバランスの場合）には、上記の処理を行わなくても差し支えないものとされています。

（注2）当該クレジットの無償提供時の価格とは時価をいうこととなり、当該クレジットが埼玉県的一般管理口座に移転された日に近い売買事例等を参考として算定することになります。ただし、売買事例等の把握が容易でないことにより時価の算定が困難である場合には、事業者の帳簿価格を当該クレジットの価格として取り扱います。

- ※ 一般的な事例に対する回答ですので、個々の具体的な事例には適用されない場合があります。
- ※ 個々の事業者の申告内容等を拘束するものではありません。

4 クレジット寄付の実務について

クレジット御提供にあたっての御注意①

「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力に係る寄付事業者は、IR報告等の法定書類にクレジットの提供の事実を記載できます。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

●東京2020大会 への協力に関すること

【東京2020組織委員会 お問い合わせ窓口】

電話：0570-09-2020（受付時間：平日9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く）

4 クレジット寄付の実務について

クレジット御提供にあたっての御注意②

「ゼロ・カーボン3デイズin2019」への協力に係る寄付事業者は、IR報告等の法定書類に取組の名称及びクレジットの提供の事実を記載できます。詳しくは、下記へお問い合わせください。

- ゼロ・カーボン3デイズin2019 への協力に関すること
- 【温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当 お問い合わせ窓口】
電話：048-830-3044,3049
(受付時間：平日9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く)

4 クレジット寄付の実務について

クレジット御提供にあたっての御注意③

寄付事業者様からの法定書類への記載を除き、本事業への寄付に協力いただいた旨公表ができないとお知らせしておりましたが、東京2020組織委員会等との調整により、以下のとおり限定的ではありますが、寄付事業者様からの公表が可能な内容につきまして、改めて整理いたしましたのでお知らせさせていただきます。

【公表できる内容】

寄付事業者様側が、埼玉県の実施に協力している旨を表明

※ 大会の権利とは関係ないため、すべての寄付事業者様同一の扱いです。
(文章の例はP77, 78を御覧ください。)

【公表できる媒体】

ホームページやプレスリリースなどの媒体で可能

【公表できる時期】

クレジットの県の寄付専用の管理口座への振替終了(寄付の完了)後

4 クレジット寄付の実務について

クレジット御提供にあたっての御注意④

(例1)

カーボンオフセットに係る埼玉県の実施に協力するために、クレジットを寄付しました。

(例2)

カーボンオフセットに係る埼玉県の実施「ゼロカーボン埼玉」に協力するために、●月●日に埼玉県に対し、埼玉県目標設定型排出量取引制度に基づくクレジット●●●tを寄付しました。
埼玉県の実施に関する内容は、埼玉県のホームページ※をご覧ください。

(例3)

埼玉県が実施する「ゼロカーボン埼玉」に協力するために、●月●日に埼玉県に対し、埼玉県目標設定型排出量取引制度に基づくクレジット●●●tを寄付しました。
埼玉県の実施に関する内容は、埼玉県のホームページ※をご覧ください。

4 クレジット寄付の実務について

クレジット御提供にあたっての御注意⑤

(例4:ゼロカーボン3デイズのみにしたい場合)

埼玉県が実施する「ゼロカーボン3デイズin2019」の取組に協力するために、●月●日に埼玉県に対し、埼玉県目標設定型排出量取引制度に基づくクレジット●●●tを寄付しました。

「ゼロカーボン3デイズin2019」の取組に関する内容は、埼玉県のホームページ※をご覧ください。

※リンクを掲載する場合は、以下のURLとしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/zerocarbon-saitama.html>

(総合トップ > くらし・環境 > 環境・エコ > エネルギー政策・温暖化対策 > 目標設定型排出量取引制度 > 「ゼロカーボン埼玉」の実現に向けた取組について)

上記URLのページ「1. 取組の概要」をクリックすると、取組の内容が御覧いただけます。

4 クレジット寄付の実務について

クレジットを御提供いただいた皆様に対する感謝状について

県に**1万トン以上**寄付いただいた大口寄付者の方へは、**知事から**の**「感謝状」**を贈呈します。

10月31日（「ゼロカーボン3デイズin2019」への寄付申込期限）までに、1万トン以上の寄付の申込をいただいた方を対象に、今年度に1回目の感謝状の贈呈を行う予定です。

【事前申込URL】

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/zerocarbon-sitma_tetsuduki.html

※ 2回目の感謝状の贈呈は、来年度以降に行う予定です。

制度に関するお問い合わせ

埼玉県 環境部 温暖化対策課
計画制度・排出量取引担当

TEL : 048-830-3044, 3049

FAX : 048-830-4777

E-mail : a3030-03@pref.saitama.lg.jp

エル・ジー